

東京都教育ビジョン

(第3次)

平成25年4月
東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、平成 16 年 4 月に、21 世紀を担う子供たちの育成を目指して「東京都教育ビジョン」を策定しました。当時の教育制度の枠組にとらわれることなく、中・長期的展望に立って 12 の取組の方向とそれに基づく 33 の提言をまとめました。

また、平成 20 年 5 月、東京都における「教育振興基本計画」として、「東京都教育ビジョン（第 2 次）」を策定し、平成 24 年度までの 5 年間に取り組む 27 の重点施策とその実現に向けた具体的な計画を示し、教育改革を推進してきました。

東京都教育委員会は、これまでの教育改革の成果と課題、国の動向やこれからの中長期に予想される社会の変化等を踏まえ、東京都における新たな教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」を策定することとしました。

本ビジョンは、『社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う』ことを基本理念としています。その実現に向けて、「一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。」をはじめとする五つの視点を設定し、今後 5 年間を中心に、中・長期的に取り組むべき事項について、10 の基本的な方向性と 23 の主要施策を示しています。

今後、東京都教育委員会は、本ビジョンに基づき、国、区市町村教育委員会、学校及び保護者や地域を中心とする全ての都民の協力を得ながら、東京の教育を推進していきます。

結びに、本ビジョンの策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの皆様に感謝申し上げますとともに、本ビジョンの実現に向け、都民の皆様の一層の御支援、御協力をお願ひいたします。

平成 25 年 4 月

東京都教育委員会

目 次

第1章	基本的な考え方	1
1	東京都教育ビジョン(第3次)策定の経緯	2
2	社会の変化と教育が果たす役割	3
(1)	これからの10年間に予想される社会の変化	3
(2)	教育が果たす役割	4
3	東京都が目指すこれからの教育	6
(1)	東京都教育ビジョン(第3次)の基本理念	6
(2)	基本理念を実現するための五つの視点	7
(3)	東京都教育ビジョン(第3次)の体系	9
第2章	取組の方向と主要施策	11
取組の方向1	学びの基礎を徹底する	12
主要施策1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	13
取組の方向2	個々の能力を最大限に伸ばす	14
主要施策2	思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の 要請に応える教育の推進	15
主要施策3	国際社会で活躍する日本人の育成	16
取組の方向3	豊かな人間性を培い、規範意識を高める	17
主要施策4	人権教育の推進	18
主要施策5	道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	18
取組の方向4	社会の変化に対応できる力を高める	20
主要施策6	社会の変化に自律的に対応できる力の育成	21
主要施策7	社会的・職業的自立を図る教育の推進	21

取組の方向5	体を鍛える	23
主要施策8	体力向上を図る取組の推進	24
主要施策9	競技力向上を図る取組の推進	25
取組の方向6	健康・安全に生活する力を培う	26
主要施策10	健康づくりの推進	27
主要施策11	安全教育の推進	27
取組の方向7	教員の資質・能力を高める	28
主要施策12	優秀な教員志望者の養成と確保	29
主要施策13	現職教員の資質・能力の向上	29
主要施策14	優秀な管理職等の確保と育成	31
取組の方向8	質の高い教育環境を整える	32
主要施策15	都立高校改革推進計画の着実な推進	33
主要施策16	東京都特別支援教育推進計画の着実な推進	33
主要施策17	子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	34
主要施策18	学校の組織力の向上	35
主要施策19	学校の教育環境整備	36
取組の方向9	家庭の教育力向上を図る	37
主要施策20	家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	38
主要施策21	仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進	38
取組の方向10	地域・社会の教育力向上を図る	39
主要施策22	地域等の外部人材を活用した教育の推進	40
主要施策23	地域における多様な活動の充実	40

第1章

基本的な考え方

1 東京都教育ビジョン（第3次）策定の経緯

- 東京都教育委員会は、平成16年4月に、21世紀を担う子供たちを育成するという目標の下、学校・家庭・地域・社会に期待される役割を明らかにした「東京都教育ビジョン」(※1)を策定した。さらに、平成20年5月に、平成24年度までの5年間に取り組む重点施策等を示した「東京都教育ビジョン（第2次）」(※2)を策定し、これまで着実に教育改革を推進してきた。
- 東京都は、日本の再生と東京の更なる進化を目指して、平成23年12月、新たな長期ビジョンとして「2020年の東京」を策定した。これは、平成32(2020)年の東京が目指す姿とそれに向けた政策展開を明らかにし、東日本大震災を乗り越え発展を続け、日本を牽引していく都政運営の道筋を示したものである。その中の目標の一つとして、「誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する」ことを掲げ、その実現のために「子供たちの知・徳・体を鍛え、次代を担う人材を育成する」政策展開を図っていくことなどを示した。
- 国においては、平成18年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、「公共の精神」の尊重や「豊かな人間性や創造性」、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等、東京都教育委員会の教育目標と同様の内容が、新たに規定された。平成20年3月、平成21年3月、この教育基本法改正を踏まえ、学習指導要領の改訂が行われた。新しい学習指導要領は、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などを育成し、道徳教育や体育などを充実させることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを基本的な考え方としている。この新たな学習指導要領は、平成25年度の高等学校における実施によって全校種で実施される。
- こうした中、東京都教育委員会は、東京都の教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン（第3次）」(以下「本ビジョン」という。)を策定することとした。本ビジョンは、「2020年の東京」の基本的な考え方や、これまでの「東京都教育ビジョン」及び「東京都教育ビジョン（第2次）」の成果等を踏まえ、平成29年度までの5年間を中心に、今後中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示すものである。

(※1) 「東京都教育ビジョン」では、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の年齢段階別に、東京都における今後の取組を12の方向とそれに基づく33の提言としてまとめている。

(※2) 「東京都教育ビジョン（第2次）」では、東京都が目指すこれからの教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」と「生きる力をはぐくむ教育を推進する」ことを挙げ、取組の方向と主要施策をまとめた。

2 社会の変化と教育が果たす役割

(1) これからの10年間に予想される社会の変化

- 東京都の人口は、今後も当分の間増加を続けるが、徐々に増加幅は狭まっていくと予想される。平成32年頃には、1,335万人程度に達するが、これをピークに減少に転ずると推測されており、東京も人口減少社会へと突入する。

我が国は、世界に類を見ないスピードで超高齢社会へ突入している。東京都の年少人口（0～14歳人口）は、既に老人人口を下回っており、平成32年には、東京に住む4人に1人が高齢者となると見込まれている。さらに、東京都の生産年齢人口（15～64歳人口）も、当分の間は800万人を超える水準を維持する見込みであるが、平成22年をピークに長期的に減少していく。
- 東京都の教育人口等推計では、公立小学校児童数は、全都で平成25年度まで減少し、約55万4千人となるが、その後増加に転じ、平成31年度には、約57万1千人となる見込みである。また、公立中学校生徒数は、全都では平成25年度まで増加を続け、約23万6千人となるが、その後減少に転じ、平成31年度には約22万7千人となる見込みである。
- 我が国の企業を取り巻く環境においては、経済のグローバル化やサービス産業化、情報通信技術（ICT）の進展といった経済・産業構造の変化が進展している。

近年、中国に代表される新興国が台頭すると同時に、新興国及び途上国を巻き込んだ自由貿易協定の拡大や、世界的な知識経済化が進み、各国間の競争と連携が活発化している。また、多くの先進国では潜在成長率が時の経過とともに低下しており、その反転上昇のためにイノベーションを通じた生産性の向上が鍵と考えられる。
- グローバル化の進展等により企業間競争は一層厳しくなり、企業はコスト縮減の努力を行っている。このため、終身雇用ではなく、不安定な就労形態を余儀なくされている若年者は依然として多く、フリーターの数も増加している。我が国の将来を担う若者の資質・能力の向上を図るとともに、その意欲や能力を十分に發揮でき、安心・納得して働く環境づくりが引き続き求められる。
- ICTはより一層社会に深く浸透し、国民生活や企業活動を支える社会的基盤となり、「ユビキタスネットワーク社会」（※3）は一層進展する。誰もがいつでも簡単にICTを活用できるようになり、世代や地域を越え、人と人との結び付け、また、個人の身近な不安や問題を解決するなど、実社会にますますなくてはならないものとなる。しかし一方で、技術の一層の進展に伴い、有害情報の氾濫、個人情報の漏えい、ネット上の悪徳商法、ネット依存症等といったICTの「影」の部分への対応がより一層求められる。

（※3）「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ICTを利用できる社会（「情報通信白書 平成20年」より）

- 世界的な環境危機が一層深刻化し、持続可能な社会システムの構築が急務となっている。環境問題の解決には、単に制度を整えるのみならず、一人一人が環境についての問題意識を持ち、自らのライフスタイルを見直すなど、積極的に行動することが不可欠である。このため、持続可能な社会システムの構築においても、人材育成が大きな鍵となる。
- 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらした。被災者の懸命な努力と国内外の多くの善意により、被災地では復興の兆しも見えるが、広範にわたる壊滅的な被害から被災地が復興し、被災者が生活の安定を取り戻すまでには、まだまだ長く厳しい道のりが予想される。日本が一丸となって、この困難に立ち向かい、復興を成し遂げなければならない。
さらに、東日本大震災の経験により、「自助」「共助」「公助」の重要性が再認識され、それを実践する意識と力を、全ての人が身に付けることが求められている。

(2) 教育が果たす役割

- 我が国では、明治期における近代学校教育制度の成立以来、国民の教育水準の向上に国を挙げて取り組み、国家の近代化を大きく加速させてきた。戦後においても、国民の知的水準の高さが、高度経済成長の大きな原動力となり、今日の豊かな社会の実現につながった。こうした歴史が示すように、教育は、いつの時代も国家・社会の発展の礎となるものである。先に述べた今後 10 年間の社会の変化を見据えたとき、これから時代を切り拓き、次代を担う力を持った子供たちを育成することは、資源に恵まれない我が国にとって、何よりも重要なことである。
- 教育基本法第 1 条では、教育の目的を「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身とともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定している。教育により、個人の能力を伸長し、自立した人間を育てるとともに、国家や社会の形成者たる国民を育成しなければならない。このことはいかに時代が変化しても変わらないものである。国家の発展に努めるとともに、世界の平和と人類の幸福に貢献しようとする人間を育成していくことは、教育の重要な使命である。また、先人たちの努力と英知によって築かれ、継承してきた我が国の伝統や文化に対する理解を深め、それらを育んできた国や郷土を愛する態度を養い、後の世代に受け継ぎ、より豊かなものへと発展させてくことも教育の重要な使命である。
- また、教育基本法第 2 条には、教育の目標として次の五項目が規定されている。

- | |
|--|
| 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 |
| 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 |
| 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 |
| 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 |
| 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 |

- 東京都教育委員会は、時代の変化に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が重要であるとの認識に立ち、教育目標において下記のように目指す人間像を示している。この教育目標は、教育が普遍的な使命を果たすとともに、新しい時代の大きな変化の潮流を踏まえた人間形成を行うことを理念としている。
- 東京都教育委員会は、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指し、次代を担う子供たちの教育に取り組んでいく。

【東京都教育委員会の教育目標】

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならぬものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

東京都教育委員会は、このような考え方にして、以下の「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していく。

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

平成13年1月11日東京都教育委員会決定

3 東京都が目指すこれからの教育

(1) 東京都教育ビジョン（第3次）の基本理念

＜基本理念＞

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

- 平成18年に改正された教育基本法は、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を基本理念としている。この基本理念を踏まえて改訂された新学習指導要領は、平成25年度から全校種において実施となる。
- また、東京都教育委員会は、子供たちの知性、感性、道徳心や体力を育み、思いやりと規範意識のある人間、社会に貢献しようとする人間、自ら学び考え行動する人間を育成することを目指し、その実現のために、全ての都民が教育に参加することを教育目標に掲げている。
- 東京都の長期ビジョンである「2020年の東京」は、東京の教育政策の基本的方向性として、「子供の知・徳・体をバランスよく育み、家庭・学校・地域・社会が連携して支えることで、子供が自立する力を培う」ことを掲げている。
- 全ての子供たちが、社会の中で自立して生きていくためには、確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を身に付けていくことが必要になる。また、グローバル化の進展など、変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力が求められる。さらに、社会の一員として我が国や社会を発展させていくためには、公共の精神を持ち、社会に主体的に参画し、よりよい国づくり、社会づくりに主体的に取り組む力を身に付けることが求められる。
- これらを踏まえ、学校、家庭、地域・社会が全体で、子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培うことを、「東京都教育ビジョン（第3次）」の基本理念とする。

(2) 基本理念を実現するための五つの視点

- 基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

<基本理念を実現するための五つの視点>

- ① 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。
- ② 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。
- ③ 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。
- ④ 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。
- ⑤ 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

- ① 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

全ての子供たち一人一人がかけがえのない存在である。その個性や能力は、子供一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行なうことが大切である。このような指導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際には、自分のよさを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定感を高めることは、自らの個性や能力をさらに伸ばそうとする意欲や態度につながるものである。

- ② 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらを調和よく身に付けることは、これからの中学生を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個々に応じた丁寧な指導を行う。

- ③ 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

これからの中学生を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものではない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活動などを、積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

- ④ 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚を持ち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構

成員としての自覚を持ち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

⑤ 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

学校において、上記①から④までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。

(3) 東京都教育ビジョン（第3次）の体系

- 本ビジョンでは、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、別表のように「知」「徳」「体」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として施策を体系化した。この体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

10の取組の方向

23の主要施策

知

1 学びの基礎を徹底する

子供たち一人一人に、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、子供たちの学ぶ意欲を高め、学習習慣を身に付けさせ、主体的に学習できる力を育成する。

1

基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

徳

2 個々の能力を最大限に伸ばす

子供たち一人一人に、身に付けた知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成する。
また、国際社会で活躍するために求められる知識・技能、チャレンジ精神等を養う。

2

思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進

3

国際社会で活躍する日本人の育成

3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

人権教育を推進し、子供たち一人一人に人権尊重の理念を理解させるとともに、道徳教育等を通じ、人が生きていくために必要な、時代と地域を越えた普遍的な価値を身に付けさせる。

4

人権教育の推進

5

道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

4 社会の変化に対応できる力を高める

人権尊重の理念に基づき、自他との関わりを通して、子供たち一人一人が、道徳教育等を通して身に付けた普遍的な価値を自らの行動に結び付けようとする態度を養う。
また、子供たち一人一人が、社会や国家の形成者としての自覚を深め、主体的に、よりよい社会や国家の形成に参画しようとする態度を養う。

6

社会の変化に自律的に対応できる力の育成

7

社会的・職業的自立を図る教育の推進

体

5 体を鍛える

子供たち一人一人の身体活動量を増やし、体力向上を図るとともに、基本的な動きの獲得や運動能力の向上を図る。
また、運動部活動の充実により、スポーツ全体の競技力向上を図る。

8

体力向上を図る取組の推進

9

競技力向上を図る取組の推進

6 健康・安全に生活する力を培う

子供たち一人一人が、自分自身の健康に対する关心を高め、健康を保持・増進しようとする態度を養う。
また、自他の危険を予測し、回避する能力を身に付けさせる。

10

健康づくりの推進

11

安全教育の推進

学校

7 教員の資質・能力を高める

教員の養成、採用、育成を一体のものとして捉え、優秀な教員志望者を確保するとともに教員の資質・能力の向上を図る。
また、管理職としての資質・能力をもった教育管理職候補者を開拓、確保、育成する。

12

優秀な教員志望者の養成と確保

13

現職教員の資質・能力の向上

14

優秀な管理職等の確保と育成

家庭

8 質の高い教育環境を整える

学校が直面する多様化・複雑化した課題に対し、学校が組織として課題解決に当たるための組織力の向上を図る。
また、子供たちが安全かつ安心して学校で生活できるように教育環境を整備する。

15

都立高校改革推進計画の着実な推進

16

東京都特別支援教育推進計画の着実な推進

17

子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

18

学校の組織力の向上

19

学校の教育環境整備

地域・社会

9 家庭の教育力向上を図る

子供の教育に第一義的責任を有する家庭が、その責任を果たすことができるよう家庭を支援するとともに、保護者が子供の教育に積極的に関わることができ社会風潮を醸成することなどを通じて、家庭の教育力向上を図る。

20

家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

21

仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進

10 地域・社会の教育力向上を図る

地域・社会が家庭と学校を支える取組や、地域・社会における多様な教育活動を充実することにより、地域の教育力の向上を図る。

22

地域等の外部人材を活用した教育の推進

23

地域における多様な活動の充実

太枠は、各校種における総合的な計画の推進を示す。

第2章

取組の方向と 主要施策

取組の方向1 学びの基礎を徹底する

現状と課題

平成24年度に東京都が実施した「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における「学習指導要領に示されている目標及び内容」に関する調査結果によると、小・中学生とも基礎的・基本的な知識等についてはおおむね定着しているといえる。

しかし、中学校では、小学校に比べ、正答数の分布状況が正規分布ではなく、台形型になっている。(グラフ参照)

また、個々の状況分析では、日常生活であまり使われていない漢字の読み書き、概数の見積もりや数量を文字式で表すことにつまずいている児童・生徒が見られる。

授業の理解に対する児童・生徒の意識については、授業が「楽しい」「少し楽しい」(教科合計)と感じた児童・生徒は増加しているものの、授業が「あまり楽しくない」「楽しくない」と答えた児童・生徒の割合が、24.5%を占める。特に、中学校2年生で、5教科(国・社・数・理・英)について「あまり楽しくない」「楽しくない」と答えた生徒は30.9%に上る。

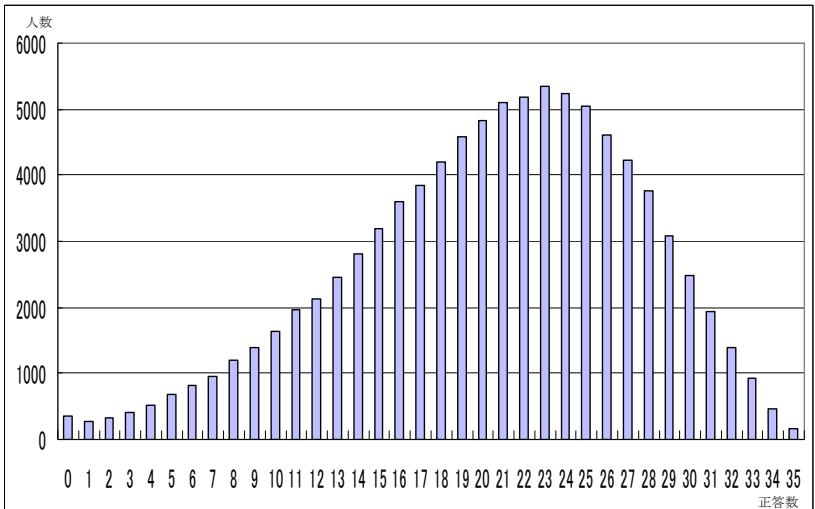
平均正答率との関連で見ると授業が「楽しい」と回答した児童・生徒の平均正答率は62.3%で、「楽しくない」と回答した児童・生徒の平均正答率は45.9%であり、その差は16.4ポイントである。

授業に対する児童・生徒の関心を高め、意欲へとつなげていくことが重要な課題である。

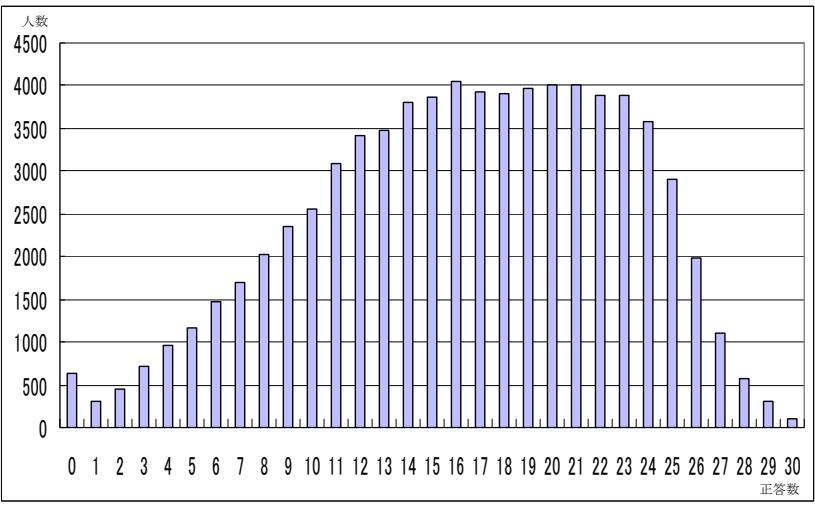
	小学校5年生		中学校2年生	
	国語	算数	国語	数学
正答率	70.6%	63.7%	78.4%	58.6%

平成24年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都教育委員会)

小学校5年生算数



中学校2年生数学



平成24年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都教育委員会)

主要施策 1

基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

【施策の必要性】

児童・生徒一人一人に「学びの基礎」となる、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、児童・生徒の学ぶ意欲を高め、学習習慣を身に付けさせ、主体的に学習できる力を培うことが必要である。そのためには、教員が児童・生徒一人一人の学習における習熟の程度と課題を把握するとともに、個に応じた指導方法や教材を開発し、授業改善を行うことが重要である。また、児童・生徒自身に自らの学習上の課題を正確に把握させ、目標を立てさせるとともに、その達成に向かって努力し続ける意欲・態度を身に付けさせることが大切である。

東京都教育委員会は、全区市町村における義務教育の内容の質の維持、向上を図るため、児童・生徒の「確かな学力」を育むための基盤を整備するとともに、区市町村に対し、児童・生徒の学力向上を図るための支援を行う必要がある。また、都立高校においては、高校生に求められる基礎学力の確実な定着とその一層の向上を図るため、組織的・計画的な取組が必要である。

【施策の内容】

- 都内公立小学校第5学年及び中学校第2学年全員を対象とする都独自の学力調査「児童・生徒の学力向上を図るためにの調査」を実施し、全都的な児童・生徒の学力の定着状況を把握するとともに、調査の分析結果に基づく授業改善のための資料等を作成する。また、各学校の教員が調査の採点を行い、その結果を児童・生徒に迅速に返却するとともに、結果を記載した個人票の充実を図り、一人一人に自らの課題を正確に把握させ、次の学習に向けた目標を持たせる。同時に、教員が、調査結果を基に自校の課題とその解決策を明確にし、習熟度別少人数指導の充実や児童・生徒一人一人が意欲的に学ぶ授業への改善を推進する。さらに、より児童・生徒一人一人の学力の定着状況や課題を把握できるよう学力調査の充実を図る。
- 学力に課題のある区市町村や学校へ指導主事を派遣し、児童・生徒一人一人の実態に基づく学力向上の取組の充実を図るとともに、公立小・中学校において、児童・生徒の学習のつまずきを防ぎ、成就感を持たせるための指導資料の活用を図る。
- 各教科で最低限必要とされる学習内容について、小学校低学年からの反復学習を行い、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る手立てについて研究し、その取組を推進する。
- 都立高校においては、学校の設置目的に応じた学習目標と内容を明示した「都立高校学力スタンダード」を設定し、生徒一人一人の到達度を測り、その基準に到達するまで繰り返しの指導を行い、学力を確実に定着させる。
- 全ての都立高校において、学習目標に到達するための指導内容・方法を定めた「学力向上推進プラン」に基づき授業改善を進めるとともに、教科主任を設置し、生徒の学力向上に向けた組織的な取組を推進する。
- 生徒の専門性の向上を図るため、専門高校において生徒が身に付けるべき技術・技能を明らかにするとともに、各学校において効果的な指導体制を構築して学科や科目の特色に応じた有用な資格等の取得の促進を図るなど、社会が求める専門的な技術・技能を確実に習得させる。さらに、表彰の実施や資格試験等受験費用の減免、学習意欲の向上を図るための支援策等を検討、実施する。
- I C T機器を活用した教材や指導方法・学習方法等を研究し、効果的な教材・手法を導入する。

取組の方向2 個々の能力を最大限に伸ばす

現状と課題

文章を書くこと、文章を読むことに対する抵抗感を持っている東京都の児童・生徒の割合は、全国平均と比較して低い。

しかし、複数の情報を比べたり、結び付けたりするなど、比較・関連付けて読み取る力や、問題の意図や背景・理由を理解・解釈・推論して解決する力など、思考力、判断力に課題が見られる。また、意見を発表する際に相手に伝わるように話の組立てを工夫するなどの表現力等に課題が見られる。

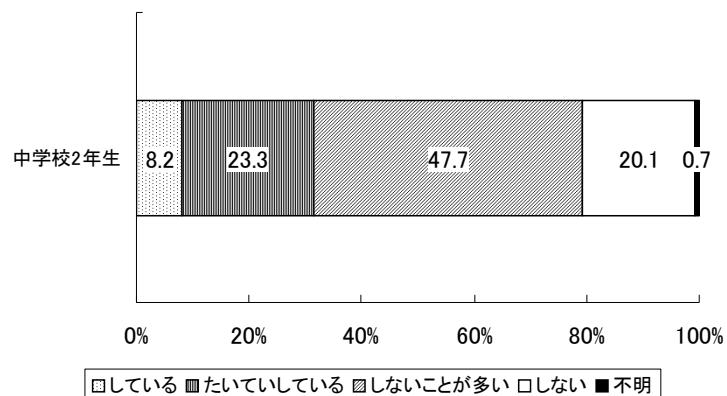
平成23年度に国際教育到達度評価学会（IEA）が実施した「国際数学・理科教育動向調査」における中学校2年生を対象にした数学、理科に対する意識調査では、数学や理科の勉強が「好きだ」と回答した我が国の生徒の割合が、国際平均と比べて低い結果となっている。また、「将来自分が望む仕事につくために、数学や理科でよい成績をとる必要がある」

「数学や理科を使うことが含まれる職業につきたい」と考える我が国の生徒の割合は、国際平均を下回っている。

都立高校生のうち、留学をしたいと思う生徒は27.5%、そう思わない生徒は47.2%である。そう思わない理由として、「留学に興味がない」と答えた生徒は42.9%、「能力に自信がない」と答えた生徒は35.4%

であった。グローバル化が一層進展するこれからの時代にあって、このようないわゆる「内向き志向」を打破し、自信を持ち、世界に伍して活躍する人材を育てることが必要である。

「複数の情報を比べたり、結び付けたりしているか」への回答



平成24年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都教育委員会）

数学に対する意識（中学校2年生）

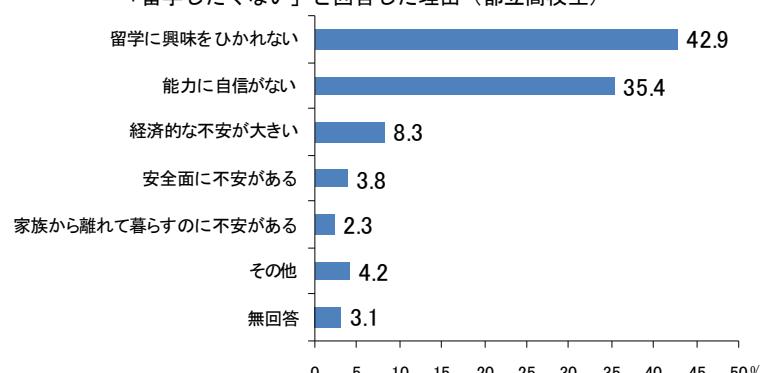
	数学の勉強が好きだ	将来自分が望む仕事につくために、数学でよい成績をとる必要がある	数学を使うことが含まれる職業につきたい
日本	39%	62%	18%
国際平均	66%	83%	52%

理科に対する意識（中学校2年生）

	理科の勉強が好きだ	将来自分が望む仕事につくために、理科でよい成績をとる必要がある	理科を使うことが含まれる職業につきたい
日本	53%	47%	20%
国際平均	76%	70%	56%

「IEA国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2011）」の結果 平成24年（文部科学省）

「留学したくない」と回答した理由（都立高校生）



「都立高校の現状把握に関する調査」平成23年（東京都教育委員会）

主要施策 2

思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進

【施策の必要性】

身に付けた知識等を活用し、自ら課題を見付け解決する力や、新たな価値を創造する力は、これから社会を生きていく子供たちに求められる大切な力である。

グローバル化が進み、技術革新が日進月歩で行われる社会において、技術革新を支える科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、学校教育において、子供たちの理科や数学等への関心を高め、理数好きの子供たちの裾野を拡大するとともに、科学技術の土台となる理数教育を充実することが必要である。

また、グローバル社会でたくましく生き抜くためには、相手の意図や考え方を的確に理解し、自らの考え方や意見を論理的に説明したり、反論・説得したりすることができる論理的思考力・表現力等の言語能力を一層育む必要がある。その基礎となる読書や文章を書くことによって習得する日本語の力は、子供たちが社会で生きていく上で、欠くことのできない力である。加えて「経済活動等における国際競争」と「異なる文化等との共存」の双方が求められるグローバル社会においては、豊かな語学力、特に英語によるコミュニケーション能力を身に付けることが重要である。

【施策の内容】

- 児童・生徒一人一人の言語能力を育むために、言語能力向上推進校における「活字に親しむ学校づくりを通した言語能力の向上」に係る研究成果の全都への普及・啓発を推進する。また、読書活動の充実及び論理的思考力・表現力等の向上を図るため、首都圏の高校生を対象とする「高校生書評合戦首都大会」（仮称）（※4）を開催する。
- 理数に興味・関心を持つ生徒の裾野を拡大し、理数分野において優れた素質を持つ生徒を発掘し、その才能を伸ばすための一貫した取組を推進し、科学技術で世界をリードする人材を育成するため、「理数フロンティア校」を指定し、理数教育の充実を図る。また、自然科学に関するテーマについて研究する部活動や有志団体等を「理数教育チャレンジ団体」に指定し、生徒による研究活動や理数系の知識や技能を競うコンテストに参加するなどの取組を行う。さらに、科学に高い関心を持つ中学生が理数系の専門家から指導を受けたり、高度な実験を体験したりするなどの取組を通して、知的好奇心や探究心を持つ生徒の能力の伸長を図る。
- 児童・生徒一人一人の英語力の向上を図るため、小学校外国語活動を含めた英語教育の一層の充実を図るとともに、中学校においては、小学校外国語活動との連続性を踏まえ、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培う英語教育を推進する。高等学校においては、学力調査等を活用して生徒一人一人の英語力を把握するとともに、把握した実態を基に入学から卒業までの期間にわたる計画的な指導を行う。また、英語によるコミュニケーション能力を身に付けさせるため、英語による指導の実践研究、外国語指導助手（ALT）、ICT等の効果的活用、海外の学校との国際交流等について研究を進め、その成果を全都立高校に普及し、都立高校全体の英語教育の充実を図る。

（※4）（知的）書評合戦は、発表参加者（5～10人）が、一人5分間で推薦図書を紹介した後、全員が2分から3分のディスカッションを行い、観客が最も読みたくなかった図書を投票で「チャンプ本」に決定する催し。

主要施策 3

国際社会で活躍する日本人の育成

【施策の必要性】

グローバル化の進展に伴い、異なる文化との共存や国際協力が求められており、様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓いていくとする態度・能力の育成や、我が国や郷土の伝統・文化、歴史についての理解を深め、尊重する態度を養う教育を推進することが求められている。

また、より多くの高校生の関心を海外に向けさせ、「内向き志向」を打破するとともに、将来、世界を舞台に活躍し、日本や東京の未来を担う次世代のリーダーを輩出するため、都独自の留学支援の取組や関係機関と連携した取組を推進することが必要である。

【施策の内容】

- 世界に伍して活躍する人材を育成するとともに、新たな教育モデルを提起するため、系統的・継続的な教育や教育課程の弾力的な運用が可能な都立小中高一貫教育校の設置に向けて準備を進める。
- 国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育むために、日本人としてのアイデンティティーを支える日本語を確実に習得させる。また、都立高校においては、引き続き「日本史」を必修とし、都独自の日本史科目「江戸から東京へ」を普及するなど、日本の伝統・文化理解教育を推進する。
- 広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚やチャレンジ精神等を育成するとともに、留学を阻害している要因を解消し、高校在学中の留学、卒業後の海外の大学進学などを直接支援するため、都独自のプログラムである「次世代リーダー育成道場」を実施する。また、海外からの留学生の都立高校における受入れを拡大する。
- 都立高校卒業後に、生徒が海外の大学に円滑に進学することができることを可能とするため、都立高校において、外国語により行われる授業を中心とした独自のカリキュラムを開発・実施するとともに、海外大学への入学資格を取得可能とする国際バカロレア認定校（※5）を目指す。
- 青年海外協力隊の派遣などの国際協力をされている独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携により、チャレンジ精神を持ち、国際貢献への意欲を高める取組を推進する。

(※5) 国際バカロレア認定校とは、スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校で、同校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への入学資格が付与される。

取組の方向3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

現状と課題

大人は、自分たちが子供の頃と比べて、今の子供たちが社会のルールやマナーを守っていないと見ている。このことを裏付けるように、「ルールを守って行動する」について、「とても当てはまる」と答えた児童・生徒の割合は、学年が進行するに従い低下し、中学生、高校生では、約4人に1人にとどまっているとの調査結果がある。

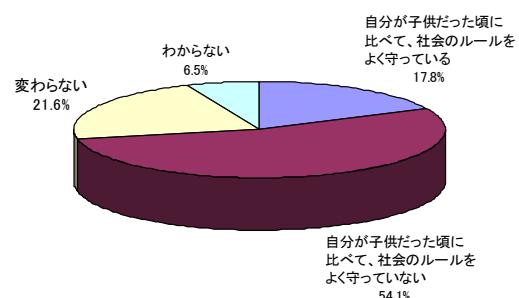
平成23年度に東京都が実施した調査では、自立の基本となる自分の身の回りのことを自分で「している」又は「たいていしている」と答えた小学生、中学生は、共に80%を超える一方で、学年が進行しても自分の身の回りのことを自分でできていない児童・生徒が、約13%もいる。

子供たちが、自信ややる気を持って社会へ参画していく原動力ともなる「自分のことを大切に思う」「自分にはよいところがある」などと感じる自尊感情や自己肯定感は、学年が進行するに従い低下する傾向にある。

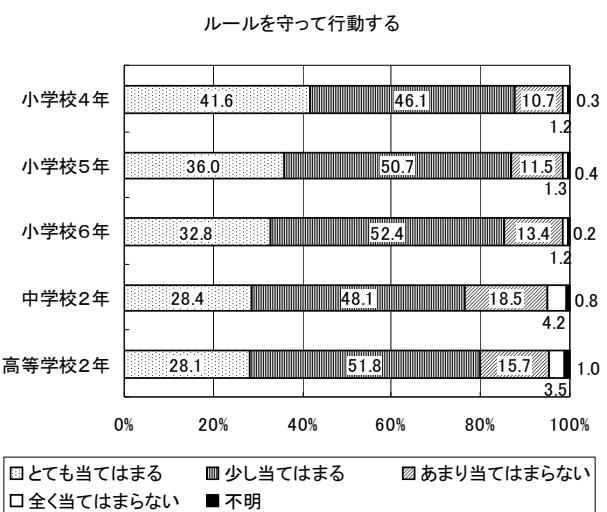
また、困難を恐れず、難しいことにもチャレンジすることを、小学生では4人に1人、中学生では3人に1人が避ける傾向にある。

さらに、中学生の3人に1人は将来の夢や希望を持てないでいる。

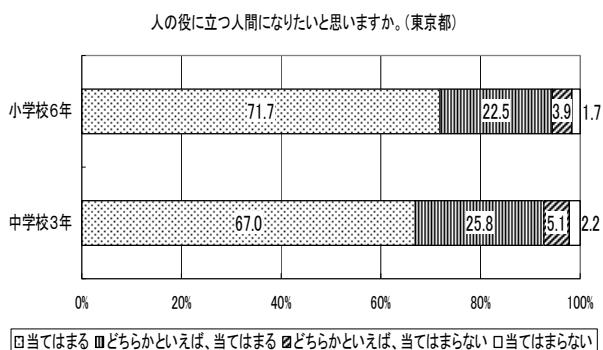
しかし、多くの子供たちは、「人の役に立つ人間になりたい」「将来、社会の役に立つ仕事をつきたい」「人の気持ちを分かれる人間になりたい」と考えており、このような、人間としてよりよく生きたいという願いを基に、子供たちの道徳的実践力の育成を図ることが必要である。



平成23年度第2回インターネット都政モニター調査(生活文化局)



「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」平成22年度
(独立行政法人国立青少年教育振興機構)



平成24年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

主要施策 4

人権教育の推進

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を図ることが不可欠である。

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進することが必要である。

【施策の内容】

人権教育の一層の充実を図るため、都内の全公立学校において、区市町村教育委員会と連携し、人権教育研究推進事業、人権尊重教育推進校事業及び人権普及啓発事業等を展開する。

また、都・区市町村における社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象に、人権学習の普及啓発事業、人権学習の指導研修事業、人権学習の促進事業を実施する。

主要施策 5

道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

【施策の必要性】

子供たちが、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や人間としての在り方・生き方に関する自覚を深め、子供たち一人一人の道徳的実践力を育成するため、道徳教育の一層の充実が求められている。

道徳教育を進めるに当たっては、子供が自分の生き方についての考えを深め、家庭や地域・社会との連携を図りながら、集団宿泊生活やボランティア活動、自然体験、文化・芸術に触れるなどの豊かな体験を通して子供の内面に根ざした道徳性を育むことが重要である。また、異年齢の子供たちからなる集団や、様々な世代の人々との交流を通じ、相手の立場を尊重し思いやる心、公共のために役立つことや社会貢献への意識、社会のルールやマナーを守る規範意識を身に付けさせることが必要である。その過程において、子供に自尊感情や自己肯定感等を持たせることも重要である。

【施策の内容】

- 公立小・中学校等において、都独自の「道徳教育教材集」を活用した公開授業を行うとともに、教材集を活用した効果的な教育方法の開発を行い、その成果を普及する。また、道徳授業地区公開講座等の充実により、各学校が家庭、地域・社会と一体となって子供たちの道徳性を高める取組を、区市町村教育委員会と連携して推進する。
- 都立高校では、教科「奉仕」の成果を踏まえ、都独自の道徳教材集を作成・活用し、全ての都立高校において道徳教育の充実を図るとともに、体験による実践と授業での学びを一体化できるようにし、生徒の道徳的実践力を高める。

- 社会人として持つべき基本的なマナーやルールを身に付けさせるため、全ての都立高校において、「生活指導統一基準」に基づいた全教職員による組織的な指導体制を構築し、学校規律の維持・向上を図るとともに、規範意識と公共の精神の醸成やその向上を図る。
- 小学校の早い段階から社会に貢献しようとする意識や態度を育成する取組を推進する。このことを通して、消防少年団等の地域における活動に参加するなど、地域社会の一員として主体的に活動できるようにする。
- 集団生活を通じて社会性や協調性を養う取組の一つとして、寮の在り方を検討する。
- 将来を担う子供の豊かな感性と創造性を育成するため、文化施設におけるワークショップの実施等、子供たちが様々な分野の芸術家等と直接触れ合う体験プログラムを展開する。
- 生命に対する畏敬の念を育み、自然を大切にし、環境の保全に主体的に取り組もうとする態度を養うために、動物の飼育や植物の栽培等の体験的活動を推進する。

取組の方向4 社会の変化に対応できる力を高める

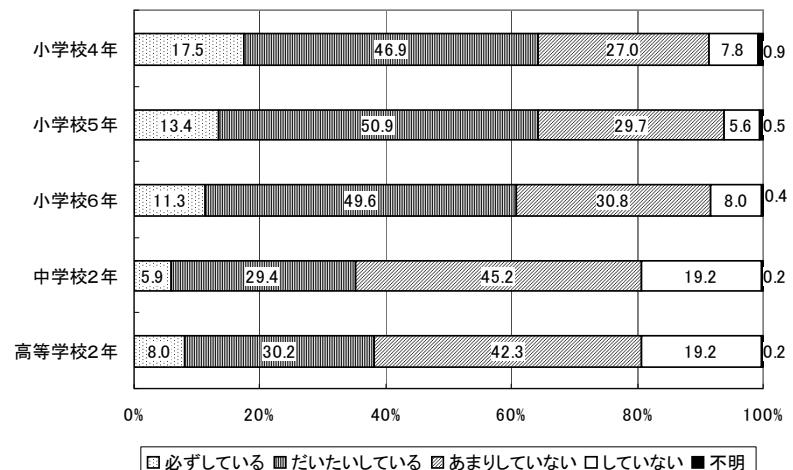
現状と課題

多くの子供たちが、人の役に立ち、よりよく生きたいと考えている一方で、友達が悪いことをしていたらやめさせることを「必ずしている」「している」と回答した児童・生徒の割合は、小学生から中学生へと進むに従い低下する傾向にある。また、「あまりしていない」「していない」と答えた中学生、高校生の割合は60%を超え、子供たちの内面にある道徳的な価値観が道徳的実践に結び付いていない。

国や地域の政治や選挙などへの関心は、中学生、高校生共に低い。また、日本、アメリカ、中国、韓国の比較調査では、「社会のことはとても複雑で、私が関与したくない」という問に対して、「そう思う」「まあそう思う」と、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」という問に対する意欲が低い。

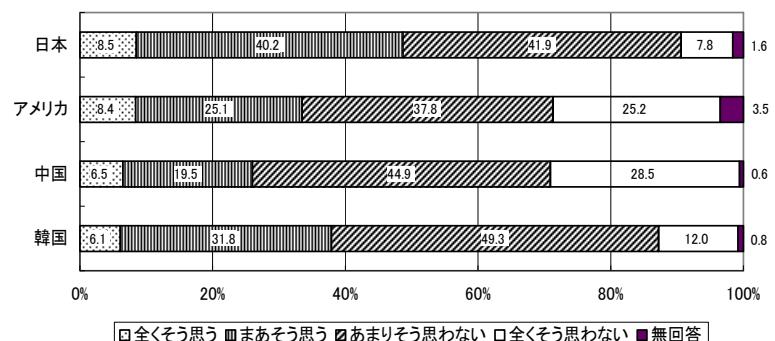
コンピュータやインターネットの普及などによる高度情報化社会の進展は、社会に多大な利便性をもたらした。その一方で、サイバー犯罪が多様化、低年齢化し、子供たちが、サイバー犯罪に巻き込まれる事例も増加していることなどから、子供たちが情報コミュニケーション技術等を正しく学ぶ必要がある。

友達が悪いことをしていたら、やめさせること



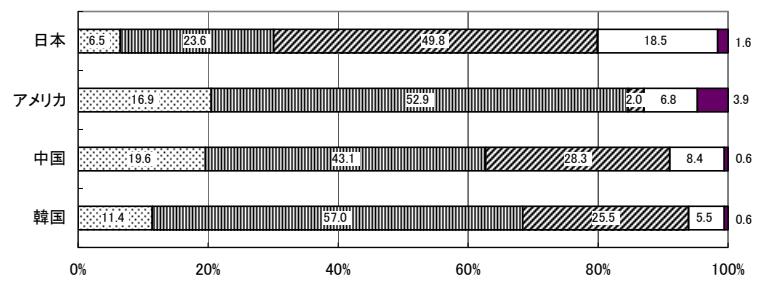
「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」平成22年度
(独立行政法人国立青少年教育振興機構)

社会のことはとても複雑で、私が関与したくない



□全くそう思う ■まあそう思う ▨あまりそう思わない □全くそう思わない ■無回答

私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない



□全くそう思う ■まあそう思う ▨あまりそう思わない □全くそう思わない ■無回答

※数値は高校生

「中学生・高校生の生活と意識」平成21年
(財団法人 日本青少年研究所)

主要施策 6

社会の変化に自律的に対応できる力の育成

【施策の必要性】

高度情報化社会が進展し、子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、児童・生徒に有害な情報を含んだ様々なサイトの濫立、後を絶たない不適切な書き込みなど、児童・生徒がインターネットや携帯電話を利用する上で憂慮すべき環境に置かれている。こうした環境においては、児童・生徒が被害者にも加害者にもなり得ることから、小学校の早い段階からの情報モラル教育の系統的な推進が必要である。

また、子供たちが、実社会において、消費者トラブル等の様々な社会問題に巻き込まれ不利益を被ることがないよう、適切に社会生活を営む上で必要な知識や正しい判断に基づいて行動する能力を育成することが必要である。

さらに、地球規模で課題解決に取り組むことが求められている環境問題について、体験的な活動等を取り入れた環境教育を通して、次代を担う子供たちが環境問題に対する関心を高め、課題解決に主体的に参画していくとする態度を養うことが重要である。

【施策の内容】

- 学校非公式サイト等の監視を通じ、問題への早期対応、未然防止を実現するとともに、インターネットや携帯電話の適正な利用について指導するための資料等を作成・活用し、児童・生徒の情報モラルを高める。
- 子供たちが、実社会において適切に社会生活を営むことができるよう、消費者教育や、様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を育成する教育を推進する。
- 環境学習を計画的・効果的に進め、児童・生徒が環境について学び、考え、行動する契機となるよう、環境教育カリキュラム等を活用した教育の充実を図る。

主要施策 7

社会的・職業的自立を図る教育の推進

【施策の必要性】

産業・就業構造が大きく変化している中で、子供たちが、将来、社会的・職業的な自立を実現するために、小学校においては、社会生活の基礎となる生活体験や社会体験を積ませるとともに、社会性、自主性・自立性、働くことへの関心・意欲等を養うことを、中学校においては、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成を図るなど、職場体験等を含む体系的なキャリア教育を推進する必要がある。社会への入口にいる都立高校生には、実社会において社会人、職業人として生活できるための基礎を確実に身に付けさせる必要がある。また、中途退学者や進路未決定のまま都立高校を卒業した者の社会的・職業的自立を図るため、様々な関係機関と連携し、自立に向けた再チャレンジを支援する仕組みが求められる。

【施策の内容】

- キャリア教育に関する教師用手引書を作成し、各学校における活用を図ることにより、キャリア教育の新たな定義及び社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する理解を促すとともに、全ての校種において、外部人材等を活用した啓発的体験活動を推進していく。
- 都立高校においては、総合学科における必履修科目である「産業社会と人間」を参考にして普通科等の他の学科でも系統的なキャリア教育の実践を図るための方策について研究し、実施する。
- 都立高校生が実社会に出て、社会人・職業人として自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける教育プログラムを企業やNPO等との連携により開発・実施する。
- 中途退学者の追跡調査の分析結果や「青少年リストアートプレイス」(※6) の実績等を踏まえ、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等に関する必要な仕組みを構築する。

(※6) 「青少年リストアートプレイス」は、高校を中途退学した人、高校での就学経験のない人、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある人やその保護者等を支援しており、東京都教育相談センターに設置している。

取組の方向5 体を鍛える

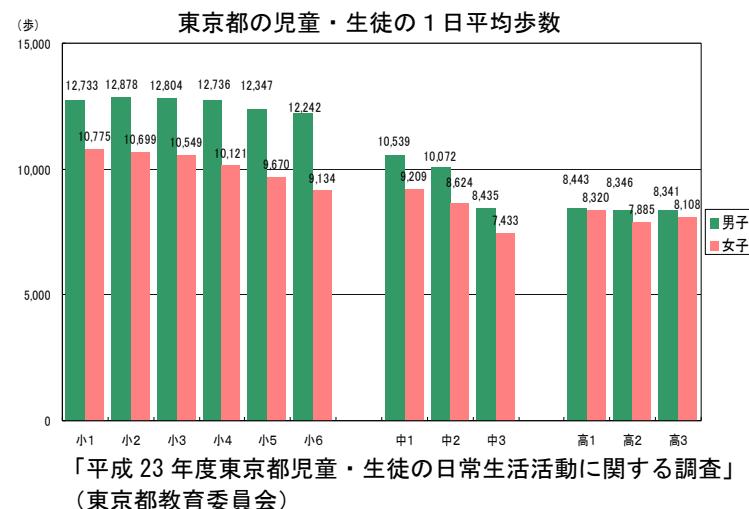
現状と課題

子供の体力低下がいわれて久しいが、全国の児童・生徒の体力は、昭和60年頃と比較すると、依然低い水準となっている。一方、東京都の児童・生徒の体力・運動能力は、これまでの調査結果から一部の種目において向上傾向が見られるものの、全国平均値に比べ低い水準にある。体育の授業以外で運動・スポーツをしない児童・生徒の割合は、小学校6年生男子で約4%、中学校3年生男子で約9%、高校3年生男子で約24%と学年が進行するにつれて増加し、女子はその傾向が更に強い。運動やスポーツに対し、苦手意識を持つ児童・生徒は学年が進行するに従い増加する傾向にあり、中学生では男子の約3割、女子の約5割、高校生では男子の約4割、女子の約6割が苦手意識を持っている。

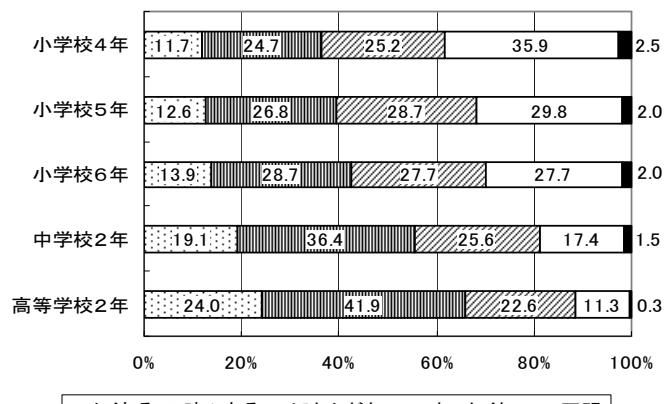
また、平成23年度に都内全域において実施した全国初となる広域歩数調査の結果から、児童・生徒の1日の平均歩数は、小学生、中学生、高校生全体で約1万歩であり、学年が進行するにつれて減少し、男子よりも女子が少ない状況が明らかになった。運動やスポーツをする者としない者の二極化傾向については、少数ながら、休日に9万歩以上活動するような活発な児童・生徒がいる一方で、1日の平均歩数が1万歩以下の活動的でない児童・生徒が多いという状況があった。戦後、児童・生徒の体力がピークであったとされる昭和50年代には、児童・生徒の歩数が1日2万歩以上であったといわれており、現在の東京都の児童・生徒の1日の歩数は、約30年前の2分の1以下に減少している。

全国的な体力の低下傾向は、児童・生徒の日常生活における活力にも影響を及ぼしており、特に運動やスポーツをしないのに疲れを感じる児童・生徒は学年が進行するに従い増加する傾向が見られる。

都立高校生（全日制）の運動部活動加入状況は49.5%であり、中学校における運動部活動の加入率69.6%に比べて低い。また、競技力の高い中学生は、環境等の整った私立高校に進学する傾向があり、全国大会に出場する高校生のうち都立高校生の割合は約10%である。



あなたは、特に運動やスポーツもしないのに、ふだん疲れている
と感じことがありますか



「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」平成22年度
(独立行政法人国立青少年教育振興機構)

主要施策 8

体力向上を図る取組の推進

【施策の必要性】

科学技術や高度情報化の進展に伴う生活の利便化によって、日常生活における身体活動がますます減少していくことを考えると、一人一人が主体的に運動やスポーツに取り組めるようになることの必要性は、これまで以上に高まる。生涯にわたって運動やスポーツに親しんでいくためには、乳幼児期から青年期に至るまでの間に、基本的生活習慣を身に付け、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させて基礎体力を十分に高めていくことが重要な課題である。

全般的に全国平均を下回る東京都の児童・生徒の体力・運動能力を昭和50年代の体力水準まで引き上げ、児童・生徒一人一人の体力向上を実現するため、社会全体で体力向上に取り組むための仕組みづくりや、身体活動に関する指針の策定、学校における体育・保健体育の授業改善、運動を行うための環境整備を一層推進していくことが求められている。

【施策の内容】

- 「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」に基づき、学校体育の充実、生活習慣・運動習慣の改善、競技力の向上、体力向上のための体制整備等について具体的な取組を推進するとともに、社会全体で東京都の子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。
- 都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした、体力・運動能力及び生活習慣・運動習慣の実態を把握するための調査を継続して実施し、その結果を子供たち一人一人に還元することで、目標を持って体力向上に取り組むことができるようになるとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。また、子供たち一人一人の体力・運動能力の状況に応じて体力の向上を図るためのプログラムを実施する。
- 地域スポーツクラブの設立・育成などを通して、子供たちの一人一人の身体活動量を増やし、体力向上と基本的な動きの獲得や運動能力の向上を図る。
- 「正しい姿勢」のもたらす教育的効果の検証を行い、子供の体幹を鍛え、正しい姿勢を身に付けさせるための指導方法や実践プログラムを開発し、実践する。
- オリンピアン・パラリンピアンの学校派遣や、オリンピック・パラリンピックに関する学習を推進する。
- 公立学校において、校庭の芝生化を引き続き促進し、子供が身体を動かす喜びを味わうことができる環境を整備する。

主要施策 9

競技力向上を図る取組の推進

【施策の必要性】

運動部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。また、生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係を育て人格を形成していく上でも多くの期待が寄せられている。

平成 25 年に東京都で開催するスポーツ祭東京 2013（第 68 回国民体育大会、第 13 回全国障害者スポーツ大会）や、平成 26 年度に南関東ブロック南関東四都県（東京都、千葉県、神奈川県、山梨県）で合同開催する全国高等学校総合体育大会以降も引き続き、都立高校スポーツの隆盛や競技力向上を図るため、新たな競技力向上策を展開することが重要である。

【施策の内容】

都立高校におけるスポーツの強化拠点として「スポーツの名門校」づくりを推進するとともに、強化拠点に指定した学校の運動部活動の実施状況を踏まえ、全国大会や関東大会出場などのより高い目標に向けて競技力を向上させることにより、都立高校におけるスポーツ全体の競技力の底上げを図る。

取組の方向6 健康・安全に生活する力を培う

現状と課題

健やかな体をつくる上で欠かせない食事の摂取状況について、朝食を食べない児童・生徒の割合は、都において小学生で3.7%、中学生で6.3%である。また、体調を整えるための規則的な生活については、全国と比較すると遅く寝て、遅く起きる傾向が見られる。全国的にも、夜更かしをして遅くまで起きていることがある児童・生徒の割合は、学年が進行するに従い増加し、高校生では約半数に上る。

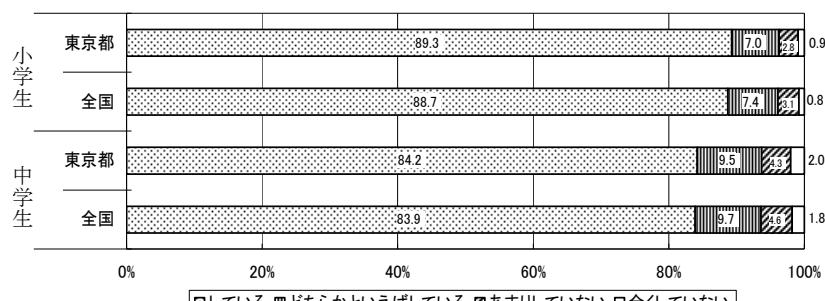
また、4か国（日本、アメリカ、中国、韓国）の中・高校生を対象とした健康に関する調査では、自分の健康に注意している生徒の割合は、4か国で最も低い。また、薬物乱用の危険性・有害性についての認識不足から、少年などの若年層の者が、覚せい剤、大麻や錠剤型麻薬等をファッショングループで安易に使用するケースが見られる。

犯罪については、少年が被害者となつた刑法犯の認知件数は減少傾向にあるが、携帯電話やインターネットの悪用により、子供が被害に巻き込まれる事件は後を絶たない。児童福祉法、青少年健全育成条例等違反による福祉犯の被害者となつた少年は、全国的に増加傾向にあり、小・中学生等に比べて高校生が最も高い。

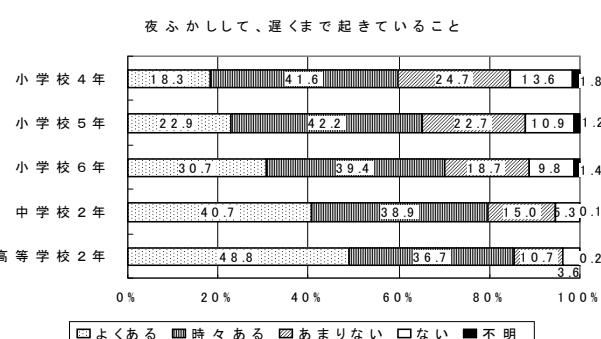
事故については、子供等の不慮の事故による死亡原因は、交通事故が最多く、小学生は歩行中、中学生は自転車乗車中、高校生は二輪車乗車中が最も多い。

災害については、東京都は東京湾北部地震や多摩直下地震などの首都直下地震等による被害想定を見直した。マグニチュード7.3の首都圏直下地震が発生した場合、揺れや火災による建物被害は、東京湾北部地震では約30万棟、多摩直下地震では約14万棟、帰宅困難者は517万人と想定されている。このような状況下にあって、子供たちに自他の危険を予測し、危険回避できる能力を身に付けることは、喫緊の課題である。

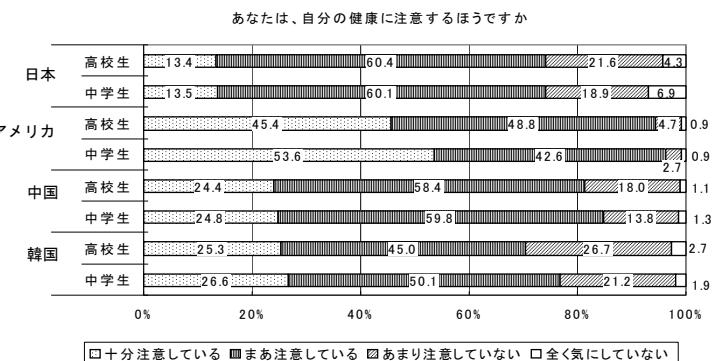
朝食を毎日食べていますか



「全国学力・学習状況調査」平成24年度（文部科学省）



「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」平成22年
(独立行政法人国立青少年教育振興機構)



「中学生・高校生の生活と意識」平成21年
(財団法人 日本青少年研究所)

主要施策 10

健康づくりの推進

【施策の必要性】

子供たちの心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくっていくことは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成するまでの基盤である。体力向上に向けた取組とともに、子供たちが自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが重要である。また、家庭に対し、生活習慣づくり等の基礎を培う乳幼児期からの子供の教育の重要性の普及・啓発に取り組み、「早起き、早寝、朝ごはん」など基本的な生活習慣を子供たちに身に付けさせることは、健やかな体をつくる上で重要なことである。

【施策の内容】

- 「都立学校における健康づくり推進計画」に基づき、児童・生徒の健全な心と体の育成を図るとともに、医師会、学校歯科医会、学校薬剤師会等との連携による、専門的な科学的知見を踏まえた健康教育を推進する。
- 学習指導要領において、学校における食育の推進が体育・健康に関する指導の一環として位置付けられていることを踏まえ、教科横断的な指導として学校の教育活動全体を通じて食に関する指導を行う。また、家庭と連携した食育の推進に取り組む。
- 全ての教員にアレルギー疾患に関する正確な知識を身に付けさせ、学校において適切に対応する体制を確立する。

主要施策 11

安全教育の推進

【施策の必要性】

交通事故、自然災害の発生など、子供たちを取り巻く環境には、危険が潜んでいることを認識し、子供たちに危険を予測し回避する能力や他者の安全に貢献できる資質・能力を身に付けさせる必要がある。また、今後、予測される首都直下地震等の自然災害発生時において、子供たちが「自助」「共助」の精神に基づき、適切に行動し、地域防災に貢献できる人材を育成するため、防災教育の改善と一層の充実が求められている。

【施策の内容】

- 都教育委員会に「学校安全教育推進委員会」を設置するとともに、全都立学校に地域の人材等を構成員とする「防災教育推進委員会」を設置し、地域と連携し、実践的な防災教育を推進する。また、発災時に近隣住民の安全を支える実践力のある人材を計画的に育成するため、全都立高校において関係機関や地域と連携した一泊二日の宿泊防災訓練や、防災に関する体験活動等を行い、「自助」「共助」の精神と実践力を兼ね備えた人材を育成する取組を推進する。
- 区市町村教育委員会と連携した「安全教育推進校」による授業の実践研究を通し、安全教育の普及啓発を図るとともに、授業を公開し、「安全教育プログラム」の活用による安全教育の一層の充実を図る。

取組の方向7 教員の資質・能力を高める

現 状 と 課 題

教育の成否は子供たちの教育に直接携わる教員にかかっており、その質と数の充実は最も重要な課題の一つである。

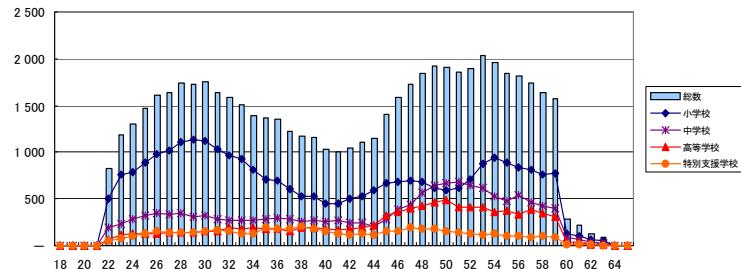
都においては、大量退職、大量採用が続く中、小学校新規採用者数が増加傾向にあり、小学校全科の採用者に占める新規大卒者も増加傾向にある。こうしたことから、経験の浅い教員も重要な校務分掌を担わなくてはならない状況が生じている。このことに対応するため、養成段階において、実践的な指導力など、教員として求められる力を身に付けさせなければならない。しかしながら、文部科学省が実施した「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査」によれば、教職課程の内容・カリキュラムが学校現場に即していないとした割合は、教員で49.2%、校長で51.9%、教育委員会で56.3%に上る。教育実習等を担当する大学教員の学校現場の経験が不足しているとした割合は、教員で51.4%、校長で64.0%、教育委員会で60.8%に上る。

また、採用段階においては、全国的に採用者数が増加し、特に大都市圏において応募者の獲得競争が激化する中で、応募者数を確保し、その中から教員としての資質・能力を有する者を確実に選抜していくかなくてはならない。さらに、育成段階においては、ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の増加により、学校全体の指導力の低下が懸念される中、現職教員が教育のプロとして必要とされる資質・能力の向上を図ることは、重要な課題である。また、複雑化、多様化する学校を取り巻く課題に対し、学校が組織的に課題解決に当たることができるように、初任時（新規採用時）から組織人としての認識を持たせるなど、若手教員を確実に育成することが必要である。

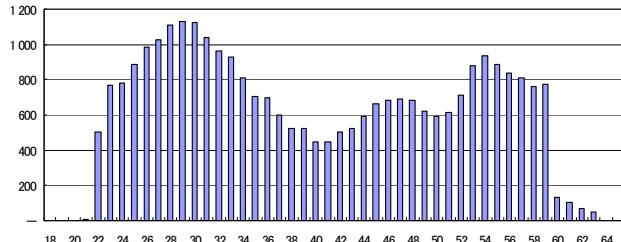
教育管理職については、教育管理職選考受験者数が低下する中、受験者を確保し、管理職としての資質・能力を持った優秀な人材を選考し、育成していくことが課題である。

一方、精神疾患による休職者数は、平成20年度をピークに高止まりであり、他道府県と比較して、依然高い発生率で推移している。精神的不調は、本人も周囲も早い段階では気付きにくく、本人が不調を自覚しないと相談や受診につながりにくい傾向がある。このため、こじらせてしまったり、病気休業に入る直前になって受診したりすることが少なからず見受けられる。よって、今後も管理職も含めた教職員に対する「早期自覚」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る必要がある。

都内公立学校年齢別教員数(平成23年5月1日現在)
【総数】



都内公立学校年齢別教員数(平成23年5月1日現在)
【小学校】



平成23年度 公立学校統計調査報告書（東京都教育委員会）

教員で49.2%、校長で51.9%、教育委員会で56.3%に上る。教育実習等を担当する大学教員の学校現場の経験が不足しているとした割合は、教員で51.4%、校長で64.0%、教育委員会で60.8%に上る。

また、採用段階においては、全国的に採用者数が増加し、特に大都市圏において応募者の獲得競争が激化する中で、応募者数を確保し、その中から教員としての資質・能力を有する者を確実に選抜していくかなくてはならない。さらに、育成段階においては、ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の増加により、学校全体の指導力の低下が懸念される中、現職教員が教育のプロとして必要とされる資質・能力の向上を図ることは、重要な課題である。また、複雑化、多様化する学校を取り巻く課題に対し、学校が組織的に課題解決に当たることができるように、初任時（新規採用時）から組織人としての認識を持たせるなど、若手教員を確実に育成することが必要である。

教育管理職については、教育管理職選考受験者数が低下する中、受験者を確保し、管理職としての資質・能力を持った優秀な人材を選考し、育成していくことが課題である。

一方、精神疾患による休職者数は、平成20年度をピークに高止まりであり、他道府県と比較して、依然高い発生率で推移している。精神的不調は、本人も周囲も早い段階では気付きにくく、本人が不調を自覚しないと相談や受診につながりにくい傾向がある。このため、こじらせてしまったり、病気休業に入る直前になって受診したりすることが少なからず見受けられる。よって、今後も管理職も含めた教職員に対する「早期自覚」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る必要がある。

主要施策 12

優秀な教員志望者の養成と確保

【施策の必要性】

教員の大量退職、大量採用が続き、ベテラン教員の指導経験やノウハウが継承されにくい状況がある。その中にあって、新規に採用される教員に対し、教育に対する熱意と使命感はもとより、豊かな人間性と組織人としての協調性、実践的な指導力や社会性等を育成するために、採用前からより実践的な指導力等を身に付けることができる機会を提供する必要がある。また、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に確保するとともに、専門性の高い教員を確保するために、選考内容・方法の改善に継続的に取り組む必要がある。

【施策の内容】

- 「小学校教諭教職課程カリキュラム」(※7)に基づき、教育実習等の評価を行うとともに、カリキュラムの内容の定着度を検証する採用選考を実施することにより「小学校教諭教職課程カリキュラム」の普及を図る。また、「東京教師養成塾」において、実践的指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる高い志を持った教員を学生の段階から養成する。
- 大学の就職委員会等への働きかけや選考状況のフィードバックを行うなど、全国の大学との連携を強化し、優秀な人材を確保するとともに、優秀な人材を採用するために、面接の質・技法の向上に取り組む。また、社会人経験者を対象とした選考においては、社会人としての豊かな知識や経験、教員としての適性をこれまで以上に細かく見極めるため、適性検査を導入する。

(※7) 「小学校教諭教職課程カリキュラム」は、大学における学部段階で学生に身に付けさせておく必要があり、東京都の小学校の教員として最低限必要な資質・能力を示したものである。

主要施策 13

現職教員の資質・能力の向上

【施策の必要性】

学校組織を構成する教員全体の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるため、教員経験、職層等に応じた現職教員の育成が必要である。

児童・生徒の個に応じた教育を推進するためには、教員が「プロ意識」を持って児童・生徒一人一人の可能性を見出し、それを高めようとする強い情熱が必要である。そのために、学校全体で個々の児童・生徒の課題を共有するとともに、教員が相互に競い合い自己研さんしながら授業力や教科等の専門性を高め、成長していく組織風土を培う必要がある。さらに、産業構造が変化し、科学技術が進展する中で、社会が求める人材を育成することのできる専門性の高い教員の育成が必要である。

体罰は、行き過ぎた指導ではなく、明らかに暴力行為であり、教員が教育的指導の名の下に体罰を行うことは、絶対にあってはならないことである。部活動をはじめとし、子供の指導に関わる全ての者が、体罰は決して許されないという認識を共有し、体罰を根絶しなければならない。

【施策の内容】

- 新規採用教員に対して、3年間の「東京都若手教員育成研修」を行い、教員として求められる「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」を計画的に育成する。また、小学校の新規採用教員に対し、新人育成教員との二人担任体制による「学級経営研修」を行い、学級経営の基盤となる学習指導力、生活指導力、コミュニケーション力等を育成するとともに、その成果を他校種へも普及させる。
- 「OJTガイドライン」(※8)、「OJT推進指定モデル校事業」等を活用し、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターと連携の上、都内全ての公立学校において、意図的・計画的に教員の経験や能力、職層に応じた育成を図っていく。
- 学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭を活用し、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、教員全体の「プロ意識」^{かん}の涵養や能力・専門性の向上を図る。
- 教員の授業力を一層高めるとともに、他の教員を指導する能力を有する教員を育成するため、「東京教師道場」等のリーダー養成研修を実施する。また、現職教員を教職大学院に派遣し、教科等の専門性と学校経営・教育行政の視点から研究を行わせ、各地域、学校における指導的役割を担う教員を育成する。
- 教員の海外派遣研修の拡大など、国際的視野を身に付けた教員を育成する取組を推進する。
- 実践的な研究活動により、教材研究や指導方法の工夫・改善などに取り組む教育研究員制度を充実させる。さらに、教科の専門性の一層の向上、教科の指導的役割を担う人材を育成するために研究開発委員会等の制度を構築し、東京教師道場修了者、教育研究員修了者等から研究開発委員を募り、開発的研究を実施する。
- 専門高校において、職業人として求められる技術・技能の高度化に対応し、生徒に実践的な技術・技能等を確実に習得させることができるように、教員の技術研修プログラム等を構築し、計画的に、専門的指導力・技術力の向上を図る。
- 部活動の在り方を見直し、部活動の一層の振興を図るとともに、体罰を含めた服務事故防止研修の徹底を図り、体罰を根絶する。
- メンタルヘルス対策について、予防の観点からストレス検査の実施、相談業務の充実とともに、昇任直後の副校長を対象とした健康相談とカウンセリングを併用した研修を実施する。また、職場復帰に際しては、職場復帰訓練機関である「リワークプラザ東京」を活用することにより、円滑な職場復帰を支援し、再度休職することを予防する。

(※8) OJT (On the Job Training) は、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的に、継続的に高めていく取組である。「OJTガイドライン」は、学校においてOJTを効果的に進めるための具体的な取組等を示している。

【施策の必要性】

現在、教育管理職選考の有資格者となる30歳代半ばから40歳代前半までの教員が、採用者数の少ない時期に任用された世代に当たることもあり、選考受験者数は少なくなっている。

今後、意欲と能力を有する教育管理職受験者を確保するためには、管理職としての資質・能力を有する人材を掘り起こし、計画的に育成するとともに、管理職の職務と家庭生活を両立できるよう支援していくことが重要である。

さらに、子供や学校に関わる様々な課題に対応するため、教育管理職には、幅広い視野と教育施策への深い理解とともに、学校組織マネジメント能力等の育成が不可欠である。

【施策の内容】

- 各地区等で中核となって活躍する管理職を若手教員のうちから計画的に育成するため、「学校リーダー育成プログラム」を構築し、実施する。また、若手からミドルリーダー層に至るまでの教員に、学校マネジメント能力の育成を図る研修を体系的に実施する。
さらに、平成24年度に導入した教育管理職候補者の昇任猶予制度の活用を促し、職務と家庭生活のバランスをとりやすくすることで、有資格者の教育管理職への受験促進を図る。
- 困難な教育課題への対応力を向上するため、教育管理職候補者及び指導主事を教職大学院へ派遣し、確かな指導理論と優れた実践力及び応用力を身に付けさせる。また、指導主事等を海外の大学院等へ派遣し、海外の教育事情等の調査研究を通して、資質能力の向上を図る。
さらに、昇任直後の副校長に対して実施している経営力アップ研修等の充実を図る。

取組の方向8 質の高い教育環境を整える

現状と課題

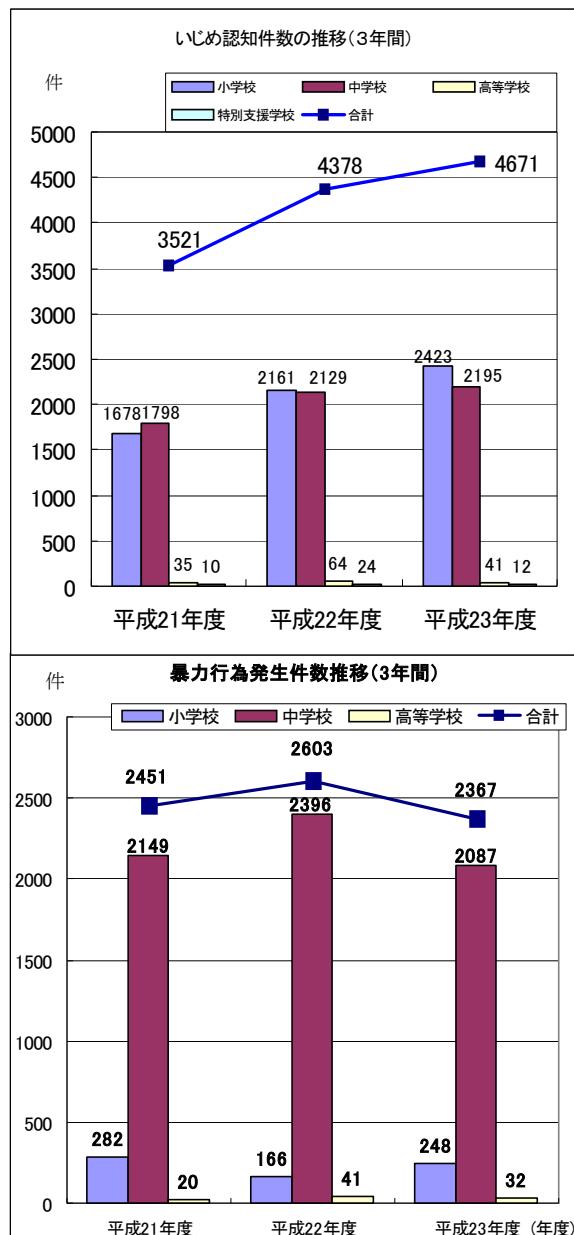
学校が、そこで学ぶ児童・生徒に対し、質の高い教育を提供し、保護者が安心、信頼して児童・生徒を託す場となるように教育環境の整備を一層推進する必要がある。

社会の様々な分野においてグローバル化が進み、社会状況が大きく変化する中で、学校が直面する教育課題も複雑化、多様化している。社会状況の変化を踏まえ、教育課題を迅速かつ的確に解決していくためには、学校は組織体として課題解決に当たらなければならない。しかし、校務改善が進んでいないため、校務が副校長や一部の教員に集中しがちである、各職層に課せられた職責を十分果たせず学校が組織として十分機能していない、などの課題がある。

いじめについては、平成23年度は約4,700件のいじめが認知されているが、各学校においてアンケート調査や個人面談を実施し、早期発見・早期対応につなげている。暴力行為は、平成23年度に減少しているものの、依然として約2,400件発生している。さらに、小・中学校の不登校児童・生徒は、約8,800人であり、依然として高い数値を示すなど、子供たちが抱える課題は複雑化、多様化しているといわれている。

また、障害のある児童・生徒や外国人児童・生徒など、特別な支援を必要としている児童・生徒が増加傾向にある。

加えて、ものづくり人材の育成、グローバル人材の育成など、教育に対する社会からの要請にも応えていく必要がある。これらの多岐にわたる課題を解決するためには、内部の改革を進めるとともに、外部の力を積極的に取り込むことのできる柔軟な学校組織を構築することが必要である。



不登校児童・生徒数及び出現率(東京都)

校種	不登校児童・生徒数	出現率
小学校	2,015人	0.36%
中学校	6,801人	2.93%

出現率=不登校児童・生徒数/全児童・生徒数 (%)

「平成23年度における児童・生徒の問題行動等の実態について」(東京都教育委員会)

主要施策 15

都立高校改革推進計画の着実な推進

【施策の必要性】

都立高校には、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえながら、国民や都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、更なる改革に向けて、計画的に取り組むことが求められている。

そのため、生徒一人一人の潜在能力を顕在化して伸ばす教育により、真に社会人として自立した人間を育成することを目的に策定した都立高校改革推進計画第一次実施計画（※9）を着実に推進することが必要である。

【施策の内容】

- 自立に必要となる知・徳・体を育成し、都立高校卒業時までに、社会人として必要な力を着実に身に付けさせる。
- 現在の日本社会が直面する様々な課題の中で、職業的自立に必要な力を育成し、グローバル社会で活躍する人間を輩出する。
- プロ意識を涵養し、高い専門性と優れた指導力を備えた教員を育て、校長のリーダーシップの下、一丸となって生徒を育成する学校にする。
- 課程、学科やタイプに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供する。
- 入学者選抜制度の改善、ＩＣＴ環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する。

(※9) 都立高校改革推進計画は、これからのが都立高校が都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画として平成24年2月に策定したもので、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間としている。

主要施策 16

東京都特別支援教育推進計画の着実な推進

【施策の必要性】

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実に取り組むとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制を整備するなど、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（※10）を着実に推進することにより、全ての学校における特別支援教育の充実を図る必要がある。

【施策の内容】

- 障害の重度・重複化や多様化などに対応した教育環境を整備するとともに、知的障害特別支援学校の在籍者の増加に適切に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図る。
- 個別指導計画等に基づく適切な指導と支援を充実させるとともに、特別支援学級の教育課程の研究・開発に取り組む。

- 小・中学校における特別支援教室の設置や都立高校における特別支援教育推進体制を整備し、全ての学校における特別支援教育の充実を図る。
- 特別支援教育の一層の推進・充実を図るため、専門性の高い人材の育成と確保を進めるとともに、教育と福祉、医療、保健、労働等が連携し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた取組を推進する。

(※10) これから東京都における特別支援教育の推進の方向性について、全般的な視点に立って展望を明らかにした総合的な計画「東京都特別支援教育推進計画」における、平成23年度から平成28年度までの実施計画で、平成22年11月に策定した。

主要施策 17

子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

【施策の必要性】

いじめ、暴力行為、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るための取組の一層の充実を図る必要がある。また、これらの取組を推進するためには、児童・生徒の心の問題に関して、教員とは異なる立場から深く広範囲かつ専門的な指導ができる心理の専門家による学校への助言・援助が必要である。さらに、複雑化、多様化する児童・生徒の問題行動の背景を踏まえて適切に対応するためには、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて助言・援助等を行うことのできる人材による支援も必要である。

保護者や地域住民の要望が多様化していることを踏まえ、学校のみでは解決困難な問題に対して、公平・中立な立場でその解決に資するため設置した「学校問題解決サポートセンター」を活用し、迅速かつ適切な対応が求められる。

入学直後の小学生に、「基本的な生活習慣が身に付いていない」「自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない」ことや、幼稚園、保育所等と小学校との環境や指導方法等の違いなどから起きる「小1問題」に適切に対応するために、就学前教育の充実を図るとともに、小学校が連携の核となり、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組の推進が求められる。

日本語指導の充実や就学機会の周知等を通じて、グローバル化、国際化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒に対する教育を充実させることは、国際都市東京として果たすべき重要な役割である。

【施策の内容】

- いじめ、暴力行為等の未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組や、重大な事件・事故が発生した場合の対応の一層の充実を図る。また、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等を、都内の全公立小・中・高校にスクールカウンセラーとして配置し、教員とは異なる立場からの助言・援助により、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に当たる。加えて、過去の重大な事案を基に、いじめ問題に関する総合的な研究を行い、結果を踏まえ指導方法の改善や施策の充実を図る。さらに、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー

一により、保護者への支援など児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用して対応するなど、問題を抱える児童・生徒に支援を行う仕組みを、区市町村教育委員会と連携し、全小・中学校で活用できるようにすることを目指す。加えて、問題解決に向けた第三者的相談機能の充実を図る。これらの人材を活用し、児童・生徒の問題行動等に対し、適切に対応するための校内体制づくりを推進する。

- 「就学前教育カリキュラム」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進し、幼稚園や保育所等における就学前教育の質の向上及び小学校を拠点とする就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るために取組を推進する。
- 区市町村教育委員会と連携し、就学年齢に達した外国人の子供が円滑に就学できるように、必要な情報を発信するなどの支援を行う。また、就学した外国人児童・生徒が学校の環境に適応できるように支援する。

主要施策 18

学校の組織力の向上

【施策の必要性】

公立小・中学校においては、直面する様々な課題に対し、教職員が組織的に対応するとともに、効率的な学校運営体制を実現することにより教育の充実を図るため、更なる校務の改善が必要である。

また、都立高校においては、学校の個性化、特色化を図り、生徒一人一人の意欲と能力を伸ばす指導を組織的に行うため、組織マネジメント向上の観点から校務の見直しを行い、校長のリーダーシップの下、主幹教諭や主任教諭を活用し、全教員の能力を最大限に引き出す学校経営が求められる。

【施策の内容】

- 公立小・中学校においては、学校経営支援機能の強化、分掌組織の改善、業務の効率化等を図るなどの校務改善を推進する。平成24年5月に、都教育委員会、区市町村教育委員会、校長会・副校長会等の代表者から構成する校務改善推進会議を設置した。この会議において、校務改善の先進的な取組を行っている事例等について情報収集し、小・中学校へ広く周知することにより、都内全ての小・中学校が、積極的に校務改善を推進できるよう支援していく。
- 都立高校においては、外部の専門的調査機関を活用し、学校の業務内容を組織マネジメントの観点から調査分析を行い、主幹教諭や主任教諭の役割の明確化やOJTの推進体制の改善等を内容とする「組織マネジメントモデル」を作成する。これを、モデル校で実践し、成果の検証を行い、全ての都立高校に普及させていく。

【施策の必要性】

都立学校においては、阪神・淡路大震災を契機とし、計画的に校舎等の耐震補強や改築を推進してきた結果、平成22年度末までに全ての都立学校の耐震化が完了した。また、区市町村立小・中学校等においては、平成24年4月1日現在、耐震化率は96.7%となっている。

学校施設が、発災時において、児童・生徒の安全を確保する場となり、応急避難場所として必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化など、都立学校及び区市町村立小・中学校等における震災対策の推進が必要である。

また、全都立学校に導入したICT機器を活用し、教員や児童・生徒が最新のテクノロジーを授業で体感できる環境を整備するとともに、「よくわかる授業」を実現する必要がある。また、校務情報の一元化により業務の効率化を図るための仕組みが必要である。

芝生の校庭は、子供たちが進んで体を動かしたくなるとともに、自然や生物と身近に触れ合える環境である。また、異学年や地域の人々と共に芝生を育てることを通して、豊かな人間性や社会性などを身に付けることができる。子供たちの健やかな成長にとって芝生は望ましい教育環境であるため、これまでの校庭芝生化の取組を一層推進し、全ての公立学校において、校舎・体育館と同様、必須の教育施設として芝生を整備する必要がある。

【施策の内容】

- 都立学校において、天井材、照明器具、外壁等の非構造部材の耐震化を計画的に実施する。
また、区市町村立小・中学校等の校舎等の耐震化支援を引き続き実施するとともに、非構造部材の耐震化についても支援を実施する。
- ICT機器の更新時期を見据え、最新の機器の導入を検討するとともに、使いやすい機器の配備を進める。また、一人一台のTAIMS（東京都高度情報化推進システム）端末配備の環境を活用し、成績処理推奨ファイルと成績等管理サーバによる成績情報の一元管理を行うとともに、全都立学校に在籍する児童・生徒の指導要録の電子化を図る。
- 都立学校における校庭芝生化事業を継続し、積極的に整備する。また、公立小・中学校の校庭芝生化や校舎の屋上・壁面緑化についても、工事費や維持管理費の補助を継続し、取組を推進する。

取組の方向9 家庭の教育力向上を図る

現状と課題

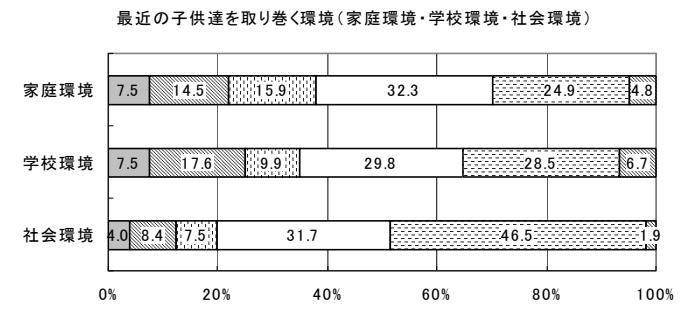
東京都の調査によると、最近の子供たちを取り巻く環境について、「悪くなった」「どちらかといえば悪くなつた」と回答した割合は、家庭環境においては、50%を超える。

家庭の教育力低下の要因の一つとして、都市化、核家族化が挙げられる。東京都における世帯構成を見ると、親族のみの世帯に占める核家族世帯の割合は、91.7%である。

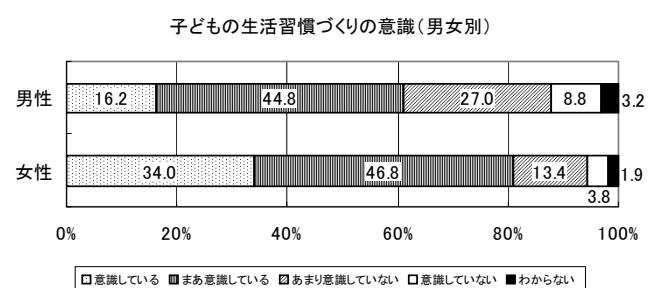
家庭において保護者は、基本的な生活習慣を身に付けさせるなど子供の生活習慣づくりに第一義的な責任を担っているが、生活習慣づくりについて「意識している」「まあ意識している」と答えた女性の割合が、80.8%であるのに対し、男性は61.0%にとどまっているなど、男性と女性の意識に差が見られる。また、日本人男性の家事・育児時間は、非常に短いことが明らかになっている。

保護者の生活習慣づくりに対する意識の程度を、高意識層と低意識層に分けて、子供の就寝時刻や挨拶の頻度などの生活習慣の定着状況を比較すると、高意識層は就寝時刻が早く、挨拶の頻度も高い。

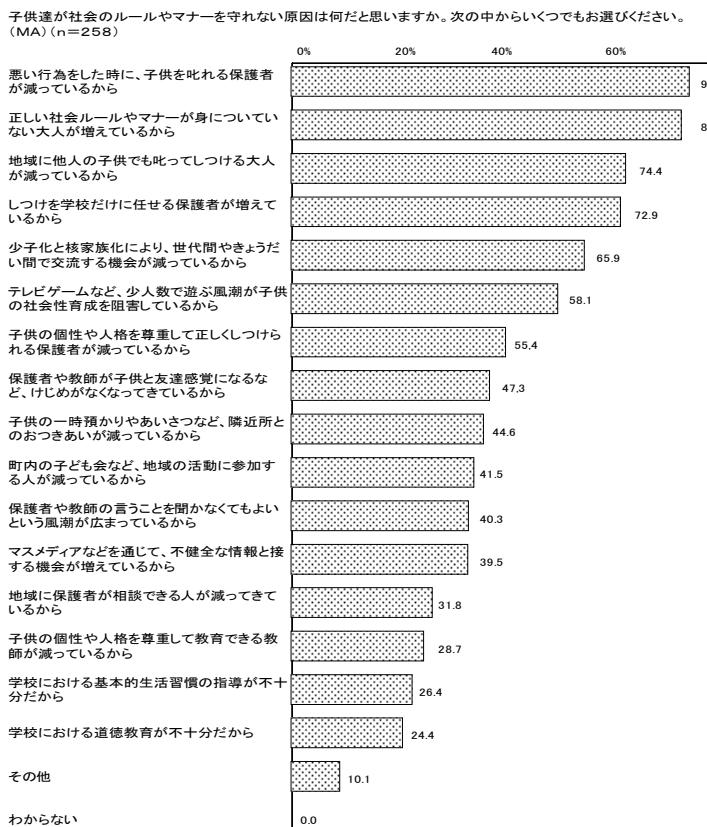
また、高意識層ほど保護者の生活習慣が子供の生活習慣づくりに与える影響が大きいと考えており、生活習慣づくりのための行動をとっている。さらに、家庭の教育力の低下により、子供たちが社会のルールやマナーを守ることができなくなっていると考える状況がある。



平成23年度第2回インターネット都政モニターアンケート(生活文化局)



「子どもの生活習慣づくりに関する家庭や企業の認識度及び課題分析調査」
平成22年度(文部科学省委託調査)



「平成23年度第2回インターネット都政モニターアンケート」(生活文化局)から抜粋

本設問は、17ページに掲載した「平成23年度第2回インターネット都政モニターアンケート」の「自分が子供だった頃と比べて、社会のeruleをあまり守っていない」と回答した者を対象としている。

主要施策 20

家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

【施策の必要性】

保護者が家庭における教育の重要性を理解し、子供の教育に対する第一義的責任を果たすことができるようするため、社会全体で家庭教育を担う保護者への支援体制を構築する必要がある。また、児童・生徒の健全育成上の課題を早期に発見・対応し、学校生活において課題の見られる児童・生徒の立ち直りを図るために、当該児童・生徒に直接的な対応を行うとともに、その保護者への支援を教育と福祉の両面から行う必要がある。

【施策の内容】

- 教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー等が、保護者への支援など児童・生徒が置かれた環境へ働きかける仕組みを、区市町村教育委員会と連携し、全小・中学校で活用できる体制の構築を目指す。
- 「家庭と子供の支援員」を配置し、教員と共に家庭訪問等を行い、子供の問題行動等に適切に対応する。あわせて、保護者の不安や悩みを解消することにより、子供の立ち直りを支援する。また、対応が困難なケースへの専門的な助言を行うため、精神科医や臨床心理士などを「スーパーバイザー」として学校等に配置する。
- 乳幼児期からの子供の教育は極めて重要であることから、子供の成長・発達段階に応じた医学等の知見を踏まえた啓発を行う。また、区市町村における家庭教育支援の取組に対して支援を行う。

主要施策 21

仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進

【施策の必要性】

仕事をしているかどうかにかかわらず、全ての保護者が子供の教育に責任を持ち、子育てに積極的に関わることが重要である。共働き家庭が増加し、仕事と子育てなどの両立を担う人が増える中、企業をはじめとした社会全体におけるワーク・ライフ・バランスに関する意識改革が必要である。

【施策の内容】

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（※11）の策定支援など、企業における仕事と家庭生活における子育てなどの両立に向けた取組を促進する。また、社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進する。

(※11) 急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体が地域行動計画を策定・公表するとともに、企業においても、従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届けることが義務付けられている。

取組の方向10 地域・社会の教育力向上を図る

現 状 と 課 題

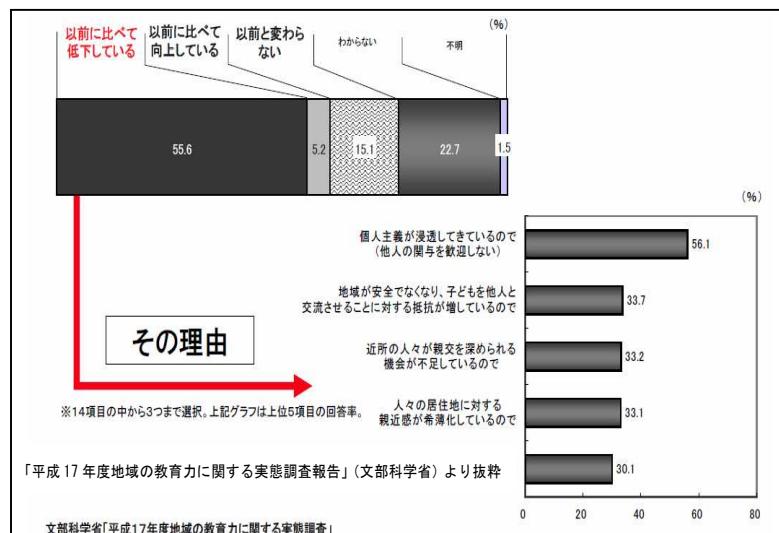
平成17年度の文部科学省の調査によれば、地域の教育力が以前に比べて低下していると回答した割合は、55.6%であった。また、平成23年度に東京都が実施した子供を取り巻く社会環境についての調査では、「悪くなった」「どちらかといえば悪くなった」と回答した割合は78.2%に上る。

子供たちが、社会のマナー・ルールを守ることができない理由として、「正しい社会のルールやマナーを身に付けていない大人が増えているから」(87.6%)という理由と共に、「地域に他人の子供を叱ってしつける人が減っているから」(74.4%)との地域の教育力の低下を理由とした割合が高い。

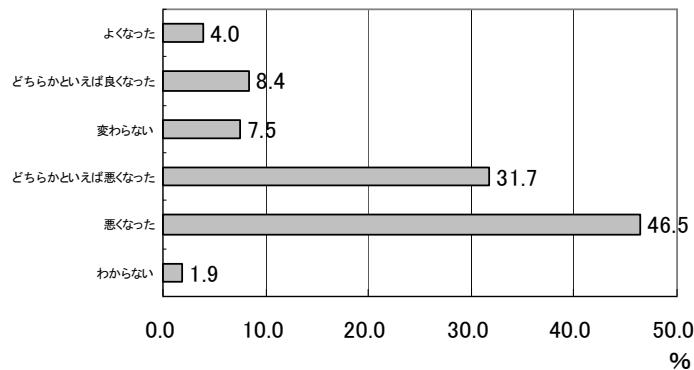
近所付き合いの程度について「よく行き来している」「ある程度行き来している」と回答した割合は平成12年の54.6%に対し、平成18年の調査では、41.6%まで低下した。

また、子供たちが過ごす相手は、「学年や年の同じ友達」が6割から7割を占め最も多く、異世代との接点は、「自分の兄弟姉妹」「学年や年の違う友達」が3割から4割で「近所の大人」は、ほとんどない。

一方で、多様な経験を有する高齢者を中心に地域の人々が、地域活動や社会貢献活動に参加することを望んでいる。この地域貢献の意欲と熱意を顕在化させ、地域における学校教育への支援体制を構築することが、より質の高い教育を提供するために求められる。また、学校教育への支援を通じて、支援に関わる地域住民自身が生涯を通じて学び続けることが生涯学習社会の実現につながる。



最近の子供達を取り巻く環境(社会環境)



「平成23年度第2回インターネット都政モニター調査」
(生活文化局)

主要施策 22

地域等の外部人材を活用した教育の推進

【施策の必要性】

子供たち一人一人が、変化が激しく、先行きが不透明な社会をたくましく生き抜く力を身に付けるためには、社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育が提供できるようにするとともに、子供たち一人一人と社会との結び付きを強めることが必要である。そのため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要である。

【施策の内容】

- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の活用や、区市町村の中学校区を基本とした「学校支援ボランティア推進協議会」設置の促進、「教育庁人材バンク」の活用を通じ、地域の実情や学校のニーズに応じた、多様な地域人材の参画による教育支援活動を展開する。また、都立学校においては、学校運営連絡協議会の活性化により、地域社会や保護者の意見を適切に学校経営に反映させる。
- 放課後等に、地域の退職教員等が児童・生徒への補充学習や発展的な学習を行う取組を推進する。

主要施策 23

地域における多様な活動の充実

【施策の必要性】

子供を取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子供たちが健全に成長していくための環境づくりが必要である。特に、都市化、核家族化が進み、地縁が希薄になる中で、社会全体で子供の健全育成を推進するためには、地域において子供が安全に過ごすことができる場の確保が重要である。また、子供たちが異年齢の友達や異世代の人々と関わり、共に遊び、生活し、体験活動や交流活動を行う場を確保することが重要である。そのため、学校の授業終了後や週末などに、地域の資源や人材を活用して子供が様々な人と触れ合い、活動する場を拡充する等の施策が必要である。

【施策の内容】

- 「心の東京革命」を一層推進し、次代を担う子供たちに、親と大人が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きて行く上で当然の心得を伝えていく。
- 児童館・学校・公民館などを利用して学童クラブの設置を促進することにより、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供する。
- 小学校区に、「放課後子供教室」の設置を促進するとともに、地域の人材を活用し活動プログラムの充実を図り、放課後等の体験活動を豊かにする。また、障害のある児童・生徒の放課後等における交流活動や体験活動を推進する。
- 地域において、子供が幅広い教養を学べる現代版の寺子屋とも言える取組を検討する。

「東京都教育ビジョン（第3次）（仮称）（案）」に対する意見の概要について

1 意見募集の実施状況

（1）実施期間

平成25年2月21日（木）から3月15日（金）まで

（2）対象

都民、学校関係者等

（3）意見の件数等

ア 項目と件数

項目		件数(件)
第1章	基本的な考え方	10
第2章	1 学びの基礎を徹底する	9
	2 個々の能力を最大限に伸ばす	14
	3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める	7
	4 社会の変化に対応できる力を高める	7
	5 体を鍛える	5
	6 健康・安全に生活する力を培う	8
	7 教員の資質・能力を高める	23
	8 質の高い教育環境を整える	15
	9 家庭の教育力向上を図る	3
	10 地域・社会の教育力向上を図る	4
その他		6
合計		111

イ 属性及び人数

属性	保護者	学校関係者	個人	団体	不明	合計(人)
人数	10	8	24	3	1	46

ウ 主な意見の要旨と東京都教育委員会の考え方（案）

別紙のとおり

【意見例】（ページ数は「東京都教育ビジョン（第3次）」における該当部分）

取組の方向	意見の要旨	都教育委員会の考え方
2 個々の能力を最大限に伸ばす (本文14ページ～)	高校在学中の留学などは、これからの人材を育てる上でよい取組であり、「国際社会で活躍する日本人の育成」の一層の推進を期待している。	・広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚やチャレンジ精神等を育成するとともに、留学を阻害している要因を解消し、高校在学中に高校生を留学させる「次世代リーダー育成道場」の取組を、今後も継続して実施し、拡充を図る。（本文16ページ）
7 教員の資質・能力を高める (本文28ページ～)	児童・生徒の教育を担う教員の資質・能力の向上は重要であり、具体的な取組を進め、質の高い教員の育成を実現してほしい。	・初任者の段階からの意図的・計画的な人材育成により、教員一人一人が経験や職層に応じた自らの役割と責任を自覚し、確実に職責を果たす力を身に付けることが重要である。そのため、本ビジョンに記載した施策を着実に実施し、教員の資質・能力を向上させていく。（本文30ページ）

【意見を受けて追記した内容】（ページ数は「東京都教育ビジョン（第3次）（案）」における該当部分）

取組の方向	意見の要旨	都教育委員会の考え方と対応
5 体を鍛える (本文23ページ～)	子供の外遊びを一定時間、一律に強制するのではなく、個々の希望や状況に応じて柔軟な運用が可能になるように配慮してほしい。	<考え方> ・「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」の着実な推進により、遊びや運動そのものの楽しさ、やりがいなどを感じながら夢中になって活動できるようすることにより、子供の生活を活動的なスタイルに変えていくことを指していく。 <対応> ○「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」の内容を踏まえ、「施策の必要性」に、身体活動量を増加させることの必要性を追記した。（本文24ページ）
6 健康・安全に生活する力を培う (本文26ページ～)	都立高校の生徒と自治会や町会が共に行う防災訓練が、一層広がることを望む。	<考え方> ・都立高校で実施する一泊二日の防災訓練を、今後も継続するとともに、地域の町会・自治会などと連携して、避難所の運営を経験させるなど、実践的な訓練を実施し、子供たちに「自助」「共助」の精神と実践力を高めていく。 <対応> ○都立高校における重点的な取組である「一泊二日の宿泊防災訓練」及び「地域との連携」を追記し、施策の内容を明確にした。（本文27ページ）
7 教員の資質・能力を高める (本文28ページ～)	多様な課題に対応しながら学校経営に当たる管理職に必要な資質を、計画的に育てていくことが必要である。	<考え方> ・学校や子供に関わる新たな課題等に対応するため、教育管理職には、幅広い視野と教育施策への深い理解、学校組織マネジメント能力等の育成が不可欠である。このため、若手教員のうちから学校マネジメント能力の育成を図る研修を体系的に実施する。 <対応> ○「施策の必要性」に「子供や学校に関わる様々な課題等に対応するため、」を追記し、優秀な管理職等を育成する必要性を示した。（本文31ページ）

「東京都教育ビジョン(第3次)(仮称)(案)」に対する意見募集の結果

別紙

備考: ◎既に記載あり ○意見を基に追加記載 ●参考意見 ページ数は「東京都教育ビジョン(第3次)」における該当部分

取組の方向等		意見者	主な意見の要旨	都教育委員会の考え方	備考
第一章	基本的な考え方	団体	今後、外国人児童・生徒の増加が予想されることを踏まえて社会の変化を捉える必要がある。	2 社会の変化と教育が果たす役割 主要施策17 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築 ・これから社会の変化をグローバル化の進展から捉えて、基本理念やその実現のための五つの視点を設定している。また、様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓いていくとする態度・能力の育成を重視した施策や、外国人児童・生徒に対する教育の充実を図る施策を推進していく。(3ページ・16ページ・34ページ)	◎
		学校関係者	子供たちの成長や発達のスピードは様々であり、スピードが早い子供も、ゆっくりの子供も、どちらも大切に育てていくことを大切にしていくことには共感できる。	3(2) 基本理念を実現するための五つの視点 ① 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばす。 ・子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的・組織的に行う。(7ページ)	◎
1	学びの基礎を徹底する	学校関係者	学力調査の結果を速やかに本人や保護者にフィードバックして、正確な学習状況を伝え、保護者も巻き込んだ学力向上の取組が前進していくことを期待している。	主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 ・学力調査では、各学校の教員が採点を行い、結果を児童・生徒に迅速に返却することとしている。また、調査結果を示した個人票の充実を図り、児童・生徒及び保護者が課題を正確に把握できるようにするとともに、次の学習に向けた目標を持たせる取組を推進していく。(13ページ)	◎
2	個々の能力を最大限に伸ばす	学校関係者	高校在学中の留学などは、これからの人材を育てる上でよい取組であり、「国際社会で活躍する日本人の育成の一層の推進を期待している。	主要施策3 国際社会で活躍する日本人の育成 ・広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚やチャレンジ精神等を育成するとともに、留学を阻害している要因を解消し、高校在学中に高校生を留学させる「次世代リーダー育成道場」の取組を、今後も継続して実施し、拡充を図る。(16ページ)	◎
第二章	豊かな人間性を培い、規範意識を高める	個人	社会が変化している中、小・中学校に引き続き、高校でも道徳を学ぶことが大切である。	主要施策5 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進 ・都独自の道徳教材の活用等により、都立高校を含む全公立学校において、発達段階に応じた道徳教育を推進する。都立高校においては、都独自の教科「奉仕」の成果を踏まえ、全ての都立高校生が道徳を学ぶこととし、道徳教育の充実を図る。(18ページ)	◎
		学校関係者	「国際バカロレア認定校」を目指す取組について、設置する学校数、学校名、クラス数、プログラム等のアウトラインを示しても良いのではないか。	主要施策3 国際社会で活躍する日本人の育成 ・「国際バカロレア認定校」を目指す取組については、平成25年度に、将来的な認定の取得に向けた検討委員会を設置し、国際バカロレアのカリキュラム等に関する調査研究を進めるなど、認定に向けた取組を進めていく。(16ページ)	●
4	社会の変化に対応できる力を高める	保護者	自立して生きるために、「社会的・職業的自立を図る教育の推進」は重要であり、子供たちに生き方を考えさせる教育が必要である。	主要施策7 社会的・職業的自立を図る教育の推進 ・子供たちの社会的・職業的に自立を図るため、系統的なキャリア教育を推進する。そのため、教師用手引書の作成や外部人材の活用等を推進する。また、企業やNPOとの連携により、都立高校における教育プログラムを開発し実施することなどにより、社会人・職業人として生きていくために必要な力を育てていく。(21・22ページ)	◎
5	体を鍛える	個人	「オリンピアン・パラリンピアン」の学校派遣など、子供たちに夢を与える取組を継続してほしい。	主要施策8 体力向上を図る取組の推進 ・オリンピアン・パラリンピアンなどのアスリートと児童・生徒との直接的な交流や触れ合いを通して、運動やスポーツにより一層親しみ、スポーツへの興味・関心を高め、健康の増進や体力の向上に資することを目的に実施してきた本事業を今後も継続して実施し、拡充を図る。(24ページ)	◎
		保護者	子供の外遊びを一定時間、一律に強制するのではなく、個々の希望や状況に応じて柔軟な運用が可能になるように配慮してほしい。	主要施策8 体力向上を図る取組の推進 ・「総合的な子供の基礎体力向上方策(第2次推進計画)」の着実な推進により、遊びや運動そのものの楽しさ、やりがいなどを感じながら夢中になって活動できるようにすることにより、子供の生活を活動的なスタイルに変えていくことを目指していく。 ○「総合的な子供の基礎体力向上方策(第2次推進計画)」の内容を踏まえ、「施策の必要性」に、身体活動量を増加させることの必要性を追記した。(24ページ)	○
6	健康・安全に生活する力を培う	個人	都立高校の生徒と自治会や町会が共に行う防災訓練が、一層広がることを望む。	主要施策11 安全教育の推進 ・全都立高校で実施する一泊二日の防災訓練を、今後も継続するとともに、地域の自治会・町会などと連携して、避難所の運営を経験させるなど、実践的な訓練を実施し、子供たちに「自助」「共助」の精神と実践力を高めていく。 ○都立高校における重点的な取組である「一泊二日の宿泊防災訓練」及び「地域との連携」を追記し、施策の内容を明確にした。(27ページ)	○
7	教員の資質・能力を高める	団体	新規採用者に自信を持って指導にあたるには、東京都の事情に精通した退職校長等が適任と考える。	主要施策12 優秀な教員志望者の養成と確保 主要施策13 現職教員の資質・能力の向上 ・平成22年度から、社会経験のない新人教員を育成するため、意欲と能力のある退職者との二人担任体制による「学級経営研修」を実施している。今後、区市町村教育委員会と連携を密にし、計画的な増員に取り組み、退職教員の指導力を活用していく。(29・30ページ)	◎
		個人	児童・生徒の教育を担う教員の資質・能力の向上は重要であり、具体的な取組を進め、質の高い教員の育成を実現してほしい。	主要施策13 現職教員の資質・能力の向上 ・初任者の段階からの意図的・計画的な人材育成により、教員一人一人が経験や職層に応じた自らの役割と責任を自覚し、確実に職責を果たす力を身に付けることが重要である。そのため、本ビジョンに記載した施策を着実に実施し、教員の資質・能力を向上させていく。(29・30ページ)	◎

取組の方向等		意見者	主な意見の要旨	都教育委員会の考え方	備考
7 教員の資質・能力を高める		学校関係者	教員のメンタル面での不調を、早期に発見し、対応する体制づくりを、学校と行政が共に進めていくことが重要である。	主要施策13 現職教員の資質・能力の向上 ・教員メンタルヘルス対策について、予防の観点からストレス検査の実施、相談業務の充実とともに、昇任した副校長を対象とした健康相談とカウンセリングを併用した研修を実施する。また、職場復帰に際しては、職場復帰訓練機関である「リワークプラザ東京」を活用することにより、円滑な職場復帰を支援し、再休職の予防を図る。(30ページ)	◎
		学校関係者	10年経験者研修や東京都教員研究生の意義を再認識し、内容に記載してほしい。	主要施策13 現職教員の資質・能力の向上 ・教員の資質向上を図るため教員の経験や能力、職層に応じた研修を実施する。その中で、東京都若手教員育成研修や10年経験者研修などの必修研修や、東京教師道場や東京都教員研究員を含むリーダー養成研修等を実施し、教員の資質・能力向上を図っていく。(29・30ページ)	◎
		個人	多様な課題に対応しながら学校経営にあたる管理職に必要な資質を、計画的に育てていくことが必要である。	主要施策14 優秀な管理職等の確保と育成 ・子供や学校に関わる様々な課題等に対応するため、教育管理職には、幅広い視野と教育施策への深い理解、学校組織マネジメント能力等の育成が不可欠である。このため、若手教員のうちから学校マネジメント能力の育成を図る研修を体系的に実施する。 ○「子供や学校に関わる様々な課題等に対応するため、」を追記し、優秀な管理職を育成する必要性を示した。(31ページ)	○
		個人	管理職、教員に確保すべき資質・能力として、発達障害や特別支援教育の理解等について、ビジョンの中で言及してほしい。	主要施策16 東京都特別支援教育推進計画の着実な推進 ・「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の「第5章-1 特別支援教育の推進する専門性の高い人材の育成」において、「職層研修の充実による特別支援教育の理解促進」をはじめ、管理職及び教職員の特別支援教育への理解を深める教育の推進について、改善の方向性等を示している。(33・34ページ)	◎
8 質の高い教育環境を整える		学校関係者	「都立高校改革推進計画の着実な推進」にある「校長のリーダーシップの下、一丸となって教員を育成する学校にする」ための具体的方策を示していく必要がある。	主要施策15 都立高校改革推進計画の着実な推進 ・「都立高校改革推進計画 第1次実施計画(平成24年2月)」では、目標Ⅲに「生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校の経営力の向上」を掲げ、「校長のリーダーシップの下、一丸となって生徒を育成する学校」づくりを進めている。同計画には、そのための12の改革の方向と20の具体的な取組を示しており、この取組を着実に推進していく。(33ページ)	◎
		団体	高校教育の質を保証するため、全ての都立高校生に必要な知識や能力について検討し、一人一人の希望に応える学校つくりが必要である。	主要施策15 都立高校改革推進計画の着実な推進 主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 ・「都立高校改革推進計画 第1次実施計画(平成24年2月)」では、目標IVに「生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進」を掲げ、学校の設置目的に基づく改善を進めている。また、学校の設置目的に応じた学習目標と内容を明確にした「都立高校学力スタンダード」に基づき、確かな学力を身に付けさせることなどを通して、一人一人の希望に応える学校づくりを推進していく。(33ページ・13ページ)	◎
		一般	いじめ問題への対応にあたり、第三者機能の充実を図る上で、学校と第三者の役割をしっかりと分担しておくことが必要である。	主要施策17 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築 ・いじめについては、教職員が「どの学校でも、どの学級でも起こる」という危機感を常に持ち、発見したいじめについては解決に向けて徹底して対応する。これに加えて、解決が困難な事例に対し、弁護士や精神科医などが第三者として解決策を提示する仕組みの充実を図っていく。(34ページ)	◎
		学校関係者	教育の質を高めたり、習熟度に応じた多様な学びの機会をつくるには、教職員数の増加が不可欠である。	主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 ・児童・生徒の基礎学力の向上を目指し、きめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた多様な学習集団を編成できる少人数指導が有効と考えており、これまで少人数指導加配の充実に努めてきた。現在、小学校で1,269人、中学校で949人を加配教員として配置している。今後とも、この加配教員を活用し、児童・生徒の状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めていく。(13ページ)	◎
		個人	教育ビジョンの策定にあたって、「インクルーシブ教育システムの構築」に向けた基本的な考え方及び取組について言及してほしい。	主要施策16 東京都特別支援教育推進計画の着実な推進 ・「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」は、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていく力を培い、共生社会の実現に寄与することを基本理念としている。本計画の着実な推進により、この基本理念の実現を目指していく。(33・34ページ)	◎
9 家庭の教育力向上を図る		学校関係者	家庭と福祉の「つなぎ役」を担う専門家による支援は、学校にとっても、家庭にとっても有益であり、施策の一層の推進を望む。	主要施策20 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実 ・児童・生徒の問題行動等に対応し、健全育成を図るために、その保護者への支援を教育と福祉の両面から行う必要がある。スクールソーシャルワーカー等が、保護者への支援など児童・生徒が置かれた環境に働きかける仕組みを、区市町村教育委員会と連携し、全小・中学校で活用できることを目指す。(38ページ)	◎
		個人	家庭の教育力向上を図ることは重要であり、家庭学習や家庭での指導など、家庭教育の重要性を保護者に働きかける取組が推進されることを望む。	主要施策20 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実 ・乳幼児期からの子供の教育について、子供の成長・発達段階に応じた医学的知見を踏まえた保護者への啓発を実施するとともに、関係局と連携し「子育て教室」の実施など、区市町村が実施する家庭教育支援の取組に対して支援を行う。また、福祉の専門家等が子育てに関する保護者への支援を行うなどの施策を実施し、家庭の教育力の向上を図る。(38ページ)	◎
10 地域・社会の教育力向上を図る		学校関係者	放課後の補充指導等について、指導経験がある退職教員等が、学習指導しながら、子供の良さを多面的に見つめ、子供の課題には学校と連携して対応できると理想である。	主要施策22 地域等の外部人材を活用した教育の推進 ・「地域教育支援ネットワーク東京都協議会」の活用や、区市町村の中学校区を基本とした「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進、「教育庁人材バンク」の活用を通じ、地域や学校及び事業の目的に応じた多様な地域人材の参画による教育支援活動を展開していく。(40ページ)	◎
		学校関係者	学校、家庭、地域の三者がより明確な役割分担を行い、連携することが重要であり、外部人材を活用することで、学校だけではできない多様な活動ができると思う。	主要施策23 地域における多様な活動の充実 ・社会全体で子供を育てるために、地域の資源や人材を活用し、子供が様々な人と触れ合い、共に遊び、生活し、体験活動や交流活動などの多様な活動ができるようにする取組を推進していく。(40ページ)	◎